

地域と農業

会 報

第 40 号

Jan. 2001

Winter

特集

1、わが国の食料自給率の異常低下の基本要因
2、米価下落と稲作経営問題

社団法人 北海道地域農業研究所



森多布羅センター



函館市北方民族資料館



室蘭市郷土科学館



北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしっかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工
パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
映像やコンピュータ装置による観光案内施設
看板・標示板などのサイン計画

株式会社 現代ビューロー
GENDAI BUREAU CO., LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

表紙写真：

提供：(株) 現代ビューロ



Vol.40

—— 目 次 ——

2

みる
観 察

新たな世代の農業～その多様な広がり

事務局長 谷口 勝

4

特 集

第13回北海道地域農業研究所
平成12年度稲作部門研修会

「わが国の食料自給率の
異常低下の基本要因」

— 低下のメカニズムの過程分析 —

(社)北海道地域農業研究所 所長 七戸 長生

28

「米価下落と稲作経営問題」

北海道立中央農業試験場
生産システム部 経営科長 西村 直樹

47

ときの話

経営構造対策の新たな流れ

北海道農政部 農村振興課
構造改善係長 林 陽一郎

58

Essay

あづましいと思える暮らし

たすけあいワーカーズ「むく」代表 石川 絹子

62

特別寄稿

さぬきうどんにみる外食文化の特質

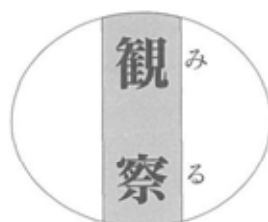
碓田 素州

67

お知らせ・掲示板

68

DATA FILE



新たな世代の農業とその多様な広がり

北海道地域農業研究所

事務局長

谷口 勝

時代の画期

いよいよ二十一世紀に入った。多少の不安はあるものの、どんな世の中になるのか楽しみだ。情報誌等で仄聞すると、二十世紀は戦争の世紀とも言われ、イデオロギーや民族が争った時代が長くあった。また、二十世紀は発明の世紀とも言われ、最後にIT革命も加わり、世の中豊かで随分便利になった。この時代の技術革新や世相変化が目まぐるしかったことから、モノ不足の時代に育った世代とモノが溢れ豊かな時代に育った世代では、仕事に対する思い入れや生活観に大きな違いがあるようだ。我が国の経済は一九六〇年代の高度経済成長を背景に大衆消費社会へ入り込んでいく。

これをつけて農業も一九六〇年代を画期として、他産業勤労

者並みの所得をめざし農業基本法をベースとした様々な構造・価格所得政策がうたれ現在の姿になっていく。

このことから、一九六〇年（昭和三十五年）前後を境に生まれた世代によってその違いがあるようだ。一九六〇年（昭和三十五年）前後を境に生まれた世代は、男女雇用機会均等法や労基法の労働時間の短縮をうけて農村女性の農業経営のパートナーとしての位置付けやゆとりのある農業従事の始まりとなる。

世代の特徴

サントリー不易流行研究所編『時代の気分・世代の気分』一九九七年日本放送出版協会によれば、世代をコア・ホートとしてとらえ、生活意識と行動の特徴を次ぎのように表現している。

一〇年代生まれ「勤勉実直世代」、昭和二〇年代生まれ「走りつづける頑張り世代」、昭和三〇年代生まれ「ワンランクアップ消費世代」、昭和四〇年代前半生まれ「堅実・安定志向世代」、昭和四〇年代後半生まれ「体感なきデジタル世代」と呼んだ。昭和三〇年代生まれ「ワンランクアップ消費世代」から価値観の多様化やライフスタイルの変化が目立つ。

戦後農業を支えていた昭和一ケタ生まれが引退しはじめ、農家の急激な減少で農業・農村の活力の衰えが先行き憂慮されている。しかし、農業の現場ではまだ五〇才代、六〇才代、七〇才代の頑張り世代が主流派であるが、次代を担う四〇才代（昭和三〇年代生まれ）も一定のウエイトを確保している。（基幹的農業従事者）

農業・農村の多面性

昭和三〇年代生まれの世代が農業に参画する昭和五〇年代は、多様な価値観を持つ人々がしだいに消費や生活観をリードすること、モノの豊かさ重視から心の豊かさ重視に大勢がうつり、健康とかゆとり、安全・安心へと関心が高まっていった。

この時期北海道農業は米生産調整の定着、主要農畜産物の価格支持の停滞、酪農負債からはじまる固定化負債対策、後継者不足と高齢化の進行、そして昭和五〇年代後半からの農地価格の低下へとつづき、農業構造・農家経済とも厳しい局面に立た

された時期であった。しかし、このような状況のなかで昭和六〇年代以降に結実する新規作目の導入、花卉栽培の増加、有機農業や地域農産加工の取り組み、農村アメニティの形成などの多彩な動きが育ってきていた。そうした流れが確実に現在に引き継がれている。

農業の多様な広がり

現在、個性ある農業経営が目につく。積極的に規模拡大投資をして高収益を目指す経営、低投入を徹底して等身大の農業を楽しんでいる人々、情報ネットワークを駆使し仲間づくり、地場・無農薬・手作りを生かした都市のこだわり派との交流、レストラン・体験・祭り・民俗伝承など農村のエンターテインメントの発揮。自分の生き方を大事にする豊かな時代に育った世代が頑張り世代にも刺激しつつ、安定した所得、家族と過ごすゆとりとした時間、先輩に学び、地域や都市の人と交わりながら、職業としての楽しさと充実感を少しずつ自分のものになっている。

これからの担い手は与えられた目標を進むのではなく、自分の目標を達成するため農業経営の姿、経営資源の配分、それへのアプローチ、家族との生活スタイルなど豊富な選択肢の中から選び取る時代になってきている。新世紀はそうした時代の旗手たちが農業の構造的変化に対峙し、農業の多様性を縦横に活かした、広がりのある世界へと作り上げていくと確信する。

第一三回北海道地域農業研究所

平成十二年度稲作部門研修会

「わが国の食料自給率の異常低下の基本要因」

― 低下のメカニズムの過程分析 ―

(社) 北海道地域農業研究所 所長 七戸 長生

司会 た。ただ今から平成十二年度稲作研修会を開催いたします。開催にあたりまして主催者を代表し、私も北海道地域農業研究所の佐伯常務よりご挨拶申し上げます。

佐伯 北海道地域農業研究所では平成十年度から私も各地に出向いて皆さんと共にいろいろなお話をすること、稲作・畑作・酪農それぞれ部門別に研修会の開催をいたしております。私も内部の幹事会等でも協議をし、やはりそういった方向で取り組むことが地域の皆さんに直接語るといった大切なことだということから、今年も同様に開催させていただいた次第でございます。

ご承知の通り、昨年は農業の憲法である新しい基本法がござい

ました。その他に環境三法と言われております、家畜の排泄物の問題なり、持続的農業促進法の導入なり、改正の肥料取締法など、農業の単なる生産だけではなくて、環境も配慮した一般的な国民の合意を得られるような幅と深さをもった農業に取り組んでいくということ、いろいろな法案が成立されてございます。

また国際的には昨年のアメリカでのWTO会議の決裂の問題もございまして、今年はそれらを踏まえて具体的に協議をし、今年の年末までに日本の具体的な提案を出すということで、昨日は衆参の両農業委員会でも協議をさせていただきますけれども、基本的には昨年提出した内容に、新しくMA米の削減の問題とかセーフティガードの問題を要求していくということで、現実に沿った対応を国も実

社団法人



七戸 長生 (しちのへ ちょうせい)

1930 年 青森県十和田市生まれ
 1958 年 北海道大学農学部農業経済学科博士課程修了
 農林省北海道農業試験場 農林技官
 農林省農業総合研究所 農業経営研究室長を
 経て
 1983 年 北海道大学農学部教授、学部長を歴任
 1993 年 北海道地域農業研究所 所長
 1994 年 北海道大学 名誉教授
 現 在 北海道地域農業研究所所長ならびに
 市立名寄短期大学学長

<主な著書>

「経営発展と営農情報」1990 年 農林統計協会編著
 「新しい農村リーダー」1987 年 農文協
 「世界の農民群像」1995 年 農文協

施していると思います。

特に国内では稲作の問題が重要な問題として全国的に論議をされていきます。今日はそういった意味で、稲作地域が抱えている問題、それから地域農業振興をどのように取り組んでいるのか、皆さんともご意見を交わしながら、今後のあるべき姿を目指していきたいと考えています。

またこの後、私どもは来年度の二月には常広で畑作部門、それから三月には北見で酪農部門の研修会を開催したいと考えています。今日は私どもの所長が、「わが国の食料自給率の異常低下の基本要因」と題しまして基調講演をしました後、中央農試の西村科長からは「米価下落と稲作経営問題について」ということで課題講演をお願いしております。

最後になりましたけれども、この研修会にあたりまして、中央会、ホクレン岩見沢支所の皆さん及び公社の道央支所の皆さんには大変お世話になりましたことを厚くお礼を申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。



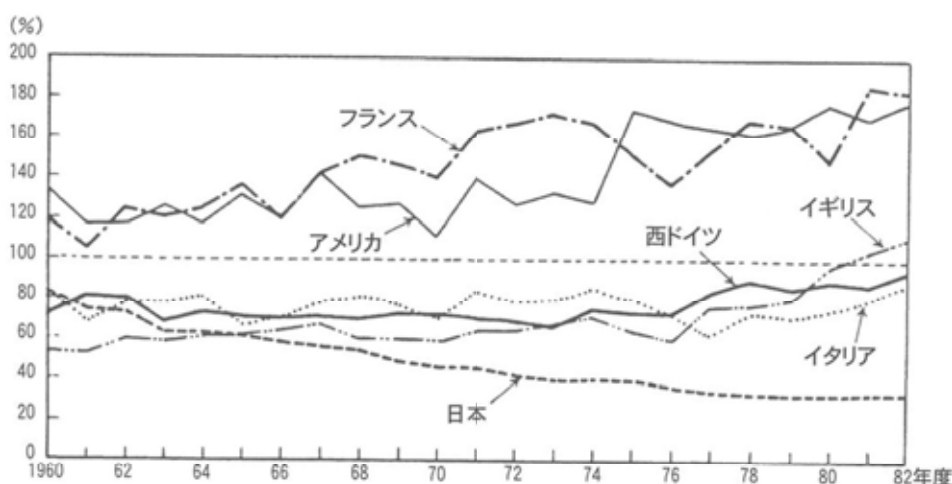
七戸 ただ今ご紹介いただきました七戸です。先ほど佐伯常務の方からお話がありましたように、地域に向いてそれぞれの地域で問題になっていることを中心に徹底的に議論をする、こういうことを研修会としてやったらどうだということで、稲作・畑作・酪農というように地域別に向いて議論する、こういうことをやろうと言い出した言い出しっぺが実は私なものですから、そういうことで

今日果たして基調講演をするのに相応しいかどうか心配なのですけれども、私のところに、言い出しっぱなしとしての責任を取るようにということまで回ってまいりました。私は札幌で全道から集まってもらってやる研修会というのは結構意義があると思っております。とりわけ、多分前日には札幌に集まって前夜祭をすすきのでやるという、そういう研修会も必ずしも無意味だとは思わないのですけれども、特定の問題に、何故そういう問題が出てきているのか、あるいはどういったら解決できるのかという問題に関心の強い人達がたくさんいる所でやるのが、その問題に最も相応しいのではないかと。こういうことで、各地を巡るやり方を実施したらということをご提案したわけですね。

もう一つ裏話を申しますと、私達の研究所には一三―一四名の専任研究員がおります。ホクレンだとか農業団体から出向している人が大半ですけれども、少なくとも研究所に籍を置いているという方には、各人が研究テーマをもってちゃんと研究しましょうというような趣旨で、各人の研究成果を報告することをしております。替わり番に月例で研究会をやっているのですけれども、その報告を、研究所ですら忌憚のないところを徹底的に叩き合つ。真剣にやりとりをする。そういうことをやりましょう、これも私が言い出しっぱなしののですけれども、いつもその辛口のコメントをやっておりますところから、「そういうふうにいる言つのなら、お前もやってみろ」ということになりまして、これは「誰も鳴かずば・・・」とよく言うのですけれども、九月に「わが国の食料自給率の異常低下の基本要因」というテーマで報告をいたしました。そうしたら、み

んなが「これはなかなかおもしろい」とか、あるいは「なかなか役に立つのではないか」というような感想をお持ちになったのだらうと思えますけれども、この各地を巡る研修会の基調講演のテーマとしてはちょっと堅すぎるのではないかと、これでは一体何を言うのか、それぞれの地域にせつかく出向いて行ってやるにしても、学会とかのテーマならいいのでしょうかけれども、もうちょっと何か工夫があったかもしれません。そういうようなことなのですけれども、目次にありますように、今日は五つのポイントに分けてお話をしてみたいと思っております。

一つはもうほとんどなたもお認めになつていられると思いますが、けれども、世界の先進国の中で日本ほど食料自給率の低い国はない。あるいは低くなつた国はない。異例中の異例だと言われているのですけれども、私はこの異例中の異例というのは、もっともっと深刻なものだというように思っております。それは具体的には、図1というのがあります。これは東大の先生でした佐伯さんの教科書からとつたもので、一九八二年以降切れていますけれども、真中あたりが一九九〇年から一九九二年ぐらいになると思います。そこにずっと伸ばしていただいたらいいかと思えますが、フランスは一九九二年の数字が二二八です。穀物の自給率がフランスが二二八、アメリカが一五一です。だいたいこの場所から横に伸ばしたぐらいでしょうか。それからドイツが一〇二、イギリスが一〇〇。つまりこの点線の一〇〇よりも、ドイツもイギリスも上ってきております。イタリアが一〇〇ぐらいでしょうか。それに対して日本は一九九二年の数字で言つと二九です。依然として下がっ



資料：農水省「食糧需給表」、OECD Food Consumption Statistics.

出所：佐伯尚美『農業経済学講義』（東京大学出版会、1989年、50頁より引用）

図1 主要国の穀物自給率の推移

てきているのです。従って、この一九八二年のグラフをもうちょっと伸ばしてみても、状況は非常に深刻な形になっております。

その場合に、何故こんなふうになってきたのかということについての説明が、これは皆さんご存知だと思いますけれども、一応それなりに一般的には行われているわけです。例えば農政審議会とか新しい農業基本法をつくる時にも、食料自給率の問題をきちんと議論しなければいけないとか、目標数値を設定しなければいけないという議論の中で、自給率は何故低くなったのか、あるいは依然として低くなり続けているのは一体どういう原因か。これはいろいろ議論が尽くされてきたはずだと思うのです。ところが必ずしもそれらの点についてきちんとした議論が行われていないのではないのか。この疑問が私が大きな問題点として、異常低下の基本要因ということで報告をした中身になっています。

異常だというのはもっと別のところにもありますよという意味で、表1があります。表1というのは、それぞれの国によって、穀物の自給率は非常に低いけれども、野菜や肉や酪農では結構頑張っている。例えばオランダがそうですけれども、オランダは穀物の自給率というのは二〇何%、まことに低い。だけど、野菜を見たりあるいは肉類を見たり酪農を見たりしたら、こうだと。これは国土の大半が干拓地で、土地利用型の農業というのは不利だからだ。こういうのはわかります。あるいはスイスのように傾斜地が多くて地形条件から穀物や野菜は無理だといっても、スイスのような小さな国でも、例えば酪農、牛乳・乳製品を見ると結構な数字になっている。つまり風土条件とか国土条件によって、

表1 先進国における主要農産物の自給率の推移

(単位: %)

		穀 類	(小 麦)	で ん ぶ ん 類	(ば い い し ょ)	豆 類	野 菜 類	肉 類	(牛 肉)	(豚 肉)	牛乳 製品	ミ ルク (フ レ ッ シ ン)	(バ タ ー)	油 脂 類
デンマーク	1973年	98		102		38	77	352			223			114
	78	113		132		82	70	298			194			77
	82	120		136		120	70	351			164			74
	88	136		154		151	※ 55	295			198			94
	95	127	135	—	97	—	—	359	200	453	—	104	150	—
フランス	1973年	172		103		34	96	94			113			109
	78	170		104		69	93	92			11			51
	82	179		105		119	92	100			116			55
	88	222		104		136	86	101			116			89
	95	180	180	—	100	—	—	113	116	103	—	102	95	98
ドイツ (旧西ドイツ)	1973年	80		88		18	39	83			100			49
	78	90		88		17	33	86			10			40
	82	95		87		16	36	89			127			42
	88	106		99		27	40	89			112			121
	95	110	114	—	96	—	38	81	114	77	—	110	84	53
イタリア	1973年	66		95		87	110	69			83			60
	78	73		96		99	118	76			74			50
	82	89		84		98	122	75			67			57
	88	80		86		57	122	73			68			69
	95	78	70	—	83	—	123	76	66	67	—	94	74	—
オランダ	1973年	—		—		—	—	—			—			—
	78	30		232		8	195	189			195			27
	82	31		272		9	255	213			183			31
	88	28		242		15	※ 300	236			140			110
	95	25	36	—	140	—	—	231	174	264	—	88	297	0
イギリス	1973年	68		97		17	81	72			61			39
	78	77		96		81	79	71			83			17
	82	111		96		51	66	78			960			13
	88	105		90		106	88	81			92			47
	95	111	120	—	89	—	—	91	97	75	—	97	65	—
スイス	1973年	34		102		8	43	82			102			38
	78	39		102		18	46	89			110			33
	82	39		101		15	55	90			106			34
	88	53		102		11	58	85			108			34
	95	—		—		—	—	—			—			—
アメリカ	1973年	132		100		97	100	97			97			101
	78	162		110		142	99	97			93			181
	82	183		108		147	102	98			99			171
	88	109		97		123	97	97			100			101
	95	—		—		—	—	—			—			—
カナダ	1973年	160		95		80	76	99			93			94
	78	183		83		79	68	100			97			91
	82	222		114		118	74	110			109			100
	88	147		109		175	69	115			105			100
	95	—		—		—	—	—			—			—
日本	1973年	43		99		9	99	76			82			23
	78	37		95		9	97	80			89			32
	82	33		96		9	98	80			85			28
	88	29		93		8	91	73			76			33
	97	28		87		5	86	56			71			14

出所: OECD "Food Consumption Statistics" 各年度による。

但し、※は1987、※※は1985年の数値である。

また1995年のデンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、イギリスの数値はすべてEurostatの統計による。

自給率の強い部分と弱い部分とをそれぞれの国は持っている。全部が全部強いという国は、そうめったにない。

だれでも日本の場合はどうかというと、押しなべてどの品目もほとんどどんどん下がってきているわけです。野菜、ぐらいはどうだろうと思っていまして、野菜も今はもう、後でもお話ししますが、かなり深刻な状態になっています。野菜の六品目について政府がセーフ・ガードをやらなければどうにもならないのではないかとこの声が一方にある。ところがそれを止めようとするのには重い腰があつて、報復措置が怖いとか、あるいはそんなことをすると影響が広がるのでしない方がいいとか、いろんな議論があります。この表1から見えることは、どの国でも自給率の高いものと低いものとを抱えながら、何とかうまくやっている。ところが日本の場合ほとんど総崩れになっている。この総崩れになっているというのは、実は何であるかと言ったら、農業全体が崩壊しそうになっている、あるいは絶滅直前の危機にある、こういうように見えていいのではないか。そういう意味で異例中の異例なのだとこのことが言えると思います。

それから、早くから警告されてきたにもかかわらず歯止めがからない。このことも異例なのです。気がつかないでつい見過ごしていったらこういうふうに低下したというのではなくて、もうずっと早くから気がついていっているわけです。例えば一九六一年（昭和三十六年）、旧農業基本法の時にももう既に自給率がどんどん落ちていくということを当局も気がついておりました。農業白書では毎年毎年食料の自給状況についての項目が書かれています。そ

れでこのまま下がっていくと大変だ、あるいは先進国の中でも異例中の異例だ、こんなことを繰り返し繰り返し言い続けてきて、今もそうなっている。そうすると、ここにも書きましたけれども、考えてみればこれは全く不思議なことだと思えます。つまりこういう状態は何とかして止めなければならぬということがはっきり言われていて、それが政策課題としても掲げておられながらも、依然として減り続けている。そういうことは、何か作為があるのではないかと、こういうことを疑っていいのではないかと思う気さえするわけです。

それで異例だというのは一体何が異例なのか。日本の農業が異例なのか、日本の社会が異例なのか、政治状態が異例なのか、とにかくつきり原因を突き止めることが、自給率を何とか高めなければいけないということを政策に打ち出した、しかも概算要求のレベルでは七千億というようなお金をつき込んで、自給率を高めることを二〇〇一年度、来年度にはしようと言っているわけです。そうだとしますと、その原因なりあるいはその仕組みなりをはつきり究明しない限りは、その防止対策も向上対策もあり得ないのではないか、こんなふうに思います。そういう点から言いますと、何が原因で低下をさせてきたのかということ徹底的に犯人の追及をしておかなければいけないのではないか。

ところがその犯人追求が非常に私は甘いと思っています。一般的に通説のように言われていることはどういふことかと言いますと、日本の食生活が洋風化した。肉や何かを食べるようになった。肉や何かを国内で生産するために餌が必要だ。ところが日本の国



土は餌を作るのにはあまりに狭い、あるいは適していない。そこで外国から安い餌をどんどん買ってきてそして畜産物を作っている。だから穀物の自給率は低いのだ、食料の自給率は低いのだ。その原因は食生活が洋風化したからだ。そういう説明の仕方。これはほとんどの教科書だとかそういったものに書かれています。

本当か。疑ってかかっていることは他にも沢山ありますけれども、例えば一つだけ言ってみますと、うどんというのは洋食か。これは和食だと私は思うのですけれども、うどんは洋食ではないのだけれども、うどんのための小麦の輸入が猛烈に増えているのはご存知だと思います。例えば讃岐うどんというのは冷凍食品にしてほとんど全国に売られておりますけれども、この讃岐うどんの原料というのはオーストラリアン・スタンダード・ホワイト（A SW）という品種です。これが讃岐うどんにして冷凍で使うのに大変向いているということを発見したせいでしょうか、昭和四十年にはわずか六〇万トンだった輸入が五十年には一二〇何万トン、こんなふうになめちやめちや増えているのです。つまり穀物の輸入が増えたのが洋食のせいだというのは非常に不正確なのです。それとは全然関係がないとは言えないけれども、和食だってこういう関係があるのです。

そうすると食料の自給率が落ちてきた原因というのは一体何かということをやつぱりきちんとつきつめなければいけないのではないか。そうでなければ自給率を高めようとか、あるいはこれ以上下がるのを防ごうと言ったって、その原因がわかっていなければ、底の抜けたバケツに水を一生懸命入れて溜まらない、溜まらないと

言つのと同一ような馬鹿げた話になるだろうと思つたのです。

それでこのことで、原因が何故はつきりしないかと言つと、ここにちょうど黒板があるので書かせていただきます。需要があつてその需要を見越して供給が行われる。それでこういう分数式の中で自給率というのは、国産の部分が需要量に対してどういう割合になるかという、こういう分数式で表示されます。この分数式というのが曲者なのです。つまり需要がどんどん伸びている。洋食になったとか何かでどんどん伸びている。そうすると自給率は、国産が昔と同じ水準であっても自給率は落ちていきます。ところがこの需要がどんどん伸びていつているという背景には、これに商社だとかいろんなものが外国から入ってきて新しく売り込むとする要素がある。それからもう一方では外国からの供給があるわけですが、これも、これに圧迫されて国内産のものがどんどん伸び悩んでいく。つまり上の方は減っていく、下の方はぐんぐん増えていく。下の方がぐんぐん増えていくのは、売り込んでくる力、それからそれをもとにして加工食品を作っている力、こういうものが国産に対していろいろな力を及ぼしていて減っている。こういうふうな分数式で見ますと、いずれも関係があるけれども一体どれが原因でどれが結果なのか、決定的な決め手になるものを見つけない。皆さんは交通違反や何かでお巡りに捕まったことはないと思いますけれども、いや、かなり捕まっている人がいると思いますけれども、捕まった時に、「人のことを言つた、人のせいにするな」とよく言われると思います。「俺だけじゃない」とか「あれがやったから、こうなった」とかでですね。この分数式と

いうのは自分のこと一つだけではなくて、他のものが独立して影響を与えているわけです。そうすると、この分数式で考えるという考え方は、原因を究明したりあるいは犯人を追及したりするには必ずしも向いていないというように私は思います。

しかし、もう一つ意外なことを見つけたのですが、それは、新しい農業基本法で自給率の向上の目標をはっきりする必要があるということから出てきた話ですが、都道府県別にあるいは市町村別になんてやっている所もあるのだらうと思いますが、自給率を計算してみる。そうすると、わが県は何の自給率が何百%だとか、例えば秋田県は米の自給率は七五〇%であるとか出てくるが、実はこれはほとんど理論的に意味のないことです。そんなことを申しますと、多分皆さんの中にはそういう計算をやっているというか、やらされている人もいると思いますので、大変失礼な言い方になると思うのですけれども、これはほとんど理論的に意味がないことだと思ひます。と申しますのは、封建時代ならその藩内の需要に対して藩の中の農民が供給するという関係にありましたから、それは一つの県の中の需要に対して県の中の供給が幾らあるか、その比率を計算するのは意味のないことではないのですけれども、今その地域の消費のために「私はもっぱら地域の人を食べるために米や野菜を作っている」なんて、そんなことを言ふ人はほとんどいないだらうと思います。やっぱり全国各地の農家は、その生産物を賣う人がいる全国をめぐって作っている。そうするとそれぞれの県の中の需要を分母に置いて、そして県の中で生産されたものを分子に置いて、なんていうことは理論的にも今の社

表2 都道府県別にみた主要食品別の自給率

(単位: %)

	コメ		麦類		大豆(豆類)		肉類		ばれいしょ	
	都道府県名	自給率	都道府県名	自給率	都道府県名	自給率	都道府県名	自給率	都道府県名	自給率
上位10府県	① 秋田	756	佐賀	269	佐賀	59	宮崎	1151	北海道	2139
	② 山形	565	北海道	117	秋田	51	鹿児島	1040	長崎	382
	③ 新潟	423	栃木	88	北海道	43	鹿角	706	鹿児島	148
	④ 青森	420	群馬	86	岩手	42	徳島	423	青森	124
	⑤ 富山	408	福茨	38	富山	35	佐賀	393	青森	85
	⑥ 石川	361	岡城	31	山本	26	佐賀	275	福茨	81
	⑦ 福井	351	熊本	28	福井	25	鳥取	248	秋田	73
	⑧ 山梨	333	分川	25	山形	24	長崎	209	宮城	59
	⑨ 宮城	330	香岡	24	青森	24	茨城	181	岩手	56
	⑩ 栃木	319	岡山	21	大分	23	北海道	142	宮崎	53
下位10府県	① 東神奈川	0.2	大阪	0	東神奈川	0	福井	0	東神奈川	4
	② 京奈川	3	和歌山	0	京奈川	0	奈良	13	和歌山	6
	③ 神奈川	4	高知	0	大分	0.1	東京	23	京都	6
	④ 神奈川	6	高知	0	神奈川	0.1	神奈川	23	兵庫	6
	⑤ 大分	42	神奈川	0.05	高知	1.3	滋賀	25	愛知	8
	⑥ 静岡	46	神奈川	0.2	高知	1.4	京都	26	神奈川	8
	⑦ 埼玉	46	山形	0.2	千葉	2.4	大阪	26	福岡	9
	⑧ 山梨	61	奈良	0.2	京都	2.9	富山	35	大阪	9
	⑨ 山梨	62	京奈川	0.3	和歌山	3.0	富山	36	奈良	12
	⑩ 和歌山	64	京奈川	0.3	鹿児島	3.0	愛知	37	滋賀	12

注: 1. 各都道府県別の食品別の需要量は、平成10年度の国民1人当り年間消費量と人口数で推計。

2. 各都道府県別の食品別の自給率は、平成10年度の各農畜産物生産量を供給量として推計。

会では成り立たない。考える意味がない。

ところがこれを計算してみたのですけれども、計算してみても、高い県ベストテンと低い県ベストテンをずっと書いてみました(表2)。例えば米はさっき言いましたけれども、秋田県がすごく高く、その次山形、新潟、何とか出てくる。これはほとんど常識的に、あそこは米の産地で、あるいは米ばかり作っている所だからそういうふうになっていると判ります。それに対して作っていないのは東京がこうだ、神奈川はこうだ、沖縄もそうだなとか、大阪も・・・それぞれの土地条件もありますけれども、作っていない所というのは大都市、首都圏をはじめとして京阪神とか中京とか、そういった地域がほとんど軒並み下位一〇県の中に出てくる。

そうすると、これからすぐわかることは、自給率の低い所というのは第二次産業、第三次産業に圧倒的に傾斜した所に多い。様々な風土条件によって特殊な所が含まれていますけれども、一般的に言えばそうです。それに対して、自給率の高い上位一〇県のかなりの部分というのは、第二次産業、第三次産業が伸びている所もあるけれども、依然として第一次産業が主流を占めている東北、北海道とか九州とかそういう所が多い。つまり、もっと言えば、自給率が高いということは、産業構造の変化が相対的に激しく進んでいない所で、自給率がそれほど低下していない。それに対して産業構造が激しく変化してしまった所はもう自給率が惨憺たるレベルにまで落ちていく。こういうことが府県別の計算をしてみればわかります。府県別の計算というのは、実はさっき言いまし

たように封建時代ならばいざ知らず、今の社会ではあまり相應しい話ではないのだけれども、計算をしてみればそういうことだということだ。

そうしますと、日本が世界の先進国の中で異例中の異例だと言われているのは、日本ほど激しく第一次産業をないがしろにして、第二次産業、第三次産業にこの短い期間に傾斜した国はなかった、こういうように考えたらいいのだろうと思います。このことをいちいち調べてこの通りだと論証することはかなり面倒なのですが、私は池田内閣の頃、昭和三十五年から三十九年にかけての所得倍増の掛け声の時期、それから列島改造、昭和四十七年から四十九年にかけての田中角栄内閣の頃、この頃の猛烈な動きが第一次産業をないがしろにして、第二次、第三次産業に急激に傾斜していった。それで日本の国土があるいは人心が恐ろしくおかしくなっていたわけですね。今ハブルがはじけた後で、経営者の責任だの経済倫理だのとかいふようなことが言われていますけれども、そういうモラルハザードが起こった原因、儲かりさえすれば何をしてもいいんだと言わんばかりの振る舞いが日本中にはびこるようになったのは、実はその所得倍増・列島改造の一〇年間あるいは二〇年間で日本をこういうふうにしたのだろう。そしてこれもまさに世界の先進国の中の異例中の異例だろうというように思います。

それで社会の動きから言いますと、そういう産業構造の変化が効率を専ら追求し、そんな品物を出しても市場では扱ってくれない、市場では取り上げてくれないというような、流通主導の方向を生み出します。例えば曲がったキュウリというのは何も不味くはないで

すが、全国的にそのキュウリを転配送するという市場の流通の流れから言えば不都合の上なものですから、そういうものはシャットアウトされる。こんなことがまかり通っていくのだろう、そういう意味で流通主導というの、また日本の異例中の異例のパターンかもしれないというふうに思っております。

ところが世の中は暗い話ばかりでもなく、注目すべき「生活見直し」の傾向があらわれてきました。当時の年表を見ればわかりますけれども、所得倍増の時代があったそれから列島改造の時代があったというのは、高度経済成長があつてそれからオイルショックがあつて、というように対応するわけですが、その後例えばロッキード事件がある、リクルート事件がある、豊田商事の話がある、いろいろずっと年表に出てきます。今日の日本の社会のおかしい点、あるいは教育がおかしいとか少年犯罪がどうだとか、そういうものも大きな時代のうねり、社会の流れの中から見ていけば、別に不思議でも何でも無いというような気もするのですけれども、実はそういう流れの中で曙光を見出すと言いますが、明るい光が射しかかっているとされるのが、そういう産業構造の変化に伴って問題化したことに対して、このままではいけないぞという形ではつきりした反省があらわれてきた。一つは環境問題に対する関心の高まりです。

かつては四日市ぜんそくとかあるいは水俣病とか、そういう形で局地的に高度経済成長の歪みが公害という形であらわれて環境問題としての注目を浴びましたけれども、最近ですと、環境ホルモンの問題とか、あるいはダイオキシン汚染とか、あるいは廃棄物問

題とか、こういう形で全国いたるところでこの環境問題についての関心が高まってきております。つまりこれは日本の異例中の異例と言われるような産業構造の変化がもたらした環境面でのマイナス面に、とても黙っていられなくなったという一つのあらわれだと思います。

もう一つは、テレビの番組だとか新聞の紙面の動きに一番鮮明にあらわれていると思いますが、人々の健康に対しての関心が非常に高まってきております。例えば食と健康、アトピーと健康療法、あるいは量販店なんているのはそもそも馴染まないと思うのですけれども、有機農産物のコーナーというのはこの頃どんどん出てきております。こういうように、健康を大事にしたい。明るい生活の力を握る健康を如何にして保つかということが人々の関心の焦点になってきた。つまり従来のように、「儲かりさえすればいい、何か文句があるか」という形で突っ走ってきたのに対して言えば、環境を大事にしないといけない、健康こそ我々の一番大切なものじゃないか、こういう健全さを求める雰囲気が強まってきていると思います。

こういう世の中の動きというのを非常に象徴的に示しているのは、私はサービス産業だと思います。論より証拠という形で、世の中がこういうように生活見直しの傾向になってきているということの証拠として、一々挙げてみたいと思います。

一つは札幌グランドホテルのお話をしてみたいと思います。これは「アイワード」という雑誌に書かれていたものですけれども、札幌グランドホテルというのはご存知の方、道庁がどこにあるか

は知らなくてもグランドホテルはあそこだというふうに知っている人が多いと思いますけれども、時刻表のホテルの案内を読んでおりましたら、「北の迎賓館五八五室一泊一万八千二百〇〇円から二万三千九〇〇円」と書いてあります。結構高級なホテルなのでしょう。かなり大きいホテルです。このホテルが一九九九年、昨年度の業務目標として一体どういうものを掲げたか。「地球に優しい環境づくりをしよう」これがホテルのスローガンだそうです。何でホテルが、ホテルというのはリッチでゴージャスでデラックスで、そういうことから言えば、地球に優しい環境づくりをしようなんていう地味なスローガンを業務目標として掲げるとするのは一体何だと思う人が多いと思うのですが、本当なのです。

それで一体何をしたかと言いますと、このホテルには九つのレストラン、バー、宴会場、厨房、従業員食堂、こういうところがあって、毎日一トンの生ゴミが出る。一トンというのはちょっと少ないのではないかと思うのですが、これが出る。これを乾燥させて有機肥料の原料として使う。こういうことを石狩の肥料メーカーからの提案を受けて、ホテルはさっそく契約をするわけです。それで生ゴミを乾燥させて、その肥料会社に提供する。そうすると肥料会社ではそれをまた水で洗うというのですから、元へ戻すのかどうということなのか良くわかりませんが、大型ミキサーで活性炭とか貝の化石だとかいろんなものを混ぜて、そして有機微生物も添加して密閉発酵する。それで三〇日ぐらい嫌気発酵させて、善玉有機という、善玉有機なんていうのはいかにも良さそうに聞こえる名前ですけれども、有機肥料を作って、それを四〇軒の農家に配布しているとい

うのです。この四〇軒の農家のうちこの善玉有機を使っている八軒の稲作農家から、きくらげとゆきひかりをブランドホテルは契約して買入れています。これを食べさせているのはライラックという食堂、コーヒーショップと書いてありますが、そこで食べさせております。その米は一三トンと言いますが、たった一三トンですけれども、これが地球に優しい環境づくりをしようとするスローガンの一つです。

これで一体どれだけ業務が合理化しているかという計算もやってみせています。そうしますと、ゴミ焼却のために焚いていた重油が節約される。それからもう一つは自分のところでも料理に使っている食用油の廃油を添加して使って燃料を節約している。廃油の処理費も節約している。こういうことで、合わせて毎日七千七五〇円の節約をしている。生ゴミ一トンを七千幾らの節約をしているというのは、ホテルの話としては何とも些細な話です。ですからこれもこれが大真面目な話です。

これは一体何故かという、ホテルとしては人様をもてなす心、このもてなす心というのは、健康を大事にする、あるいは環境を大事にするという世の中の風潮と切り離せない。そういうところに実に細やかに心配りをしていく、こういうことをしなければもう生きていけない。このブランドホテルの人が「そういうことで、北海道でトップクラスで努力をしているのは」と言っているから、これはライバルなのでしょうね、ヒルトン小樽というのがかなりすごい。その他東京で言えばホテルオークラとか帝国ホテルとかというのは結構やっていると言っています。それでいろいろ調べ

てみましたら、ホテルオークラの方は毎日三トンから五トンの生ゴミをやはり乾燥して、それを有機肥料にするというやり方をしています。そこで一億円かけて、その乾燥するためのバーナーとこのですか、生ゴミ乾燥の施設を造った。こういうことをやっています。

どうも商売の方の話で言うと、いかにも些細なお金のために動いているように見えるけれども、実はこれを大真面目にやっているのです。社会が生活を見直す、環境を大事にする、健康を慮る、こういう方向に動いていることに対して、如何に敏感にサービス産業が反応しているかということの証拠だろうと思います。

北海道の農業もクリーン農業ということを言い始めております。こんなことをやったら「と思っている人もいるかもしれませんが、世の中はこういうように急速に動いてきています。元々農業というのは緑豊かな大地の上で、美味しい空気ときれいな水、そういうものをベースにして健全な農産物を作るといいうのが大切な仕事です。そして農産物を作ると同時に人々の生活に欠くことのできない緑の自然を提供するという営み、つまり環境・自然を保全し、同時に健康に役立つ食料を提供するというのが農業の営みであるはずで、ところがそれが効率追求、収益追求の中であまりねじ曲がった農業も行われている。ここら辺のところ、北海道がクリーン農業というものを主張するようになった背景でもあるのだらうと思われる。そういうことで、実は世の中が大きく変わってきているということ、これは我々が感じている以上に、例えば今ホテルの話をしたが、そういうところ

にあらわれている程に、それはかなり大きなものではないかと思
います。

そういうことに私はあまり気がつきません。さつき申しまし
たが、所得倍増、それから列島改造、それに効率追及。こういう
ことが、一体何年続いたか。所得倍増が言われ始めたのは昭和三十
五年から。従って四〇年近く経っています。あるいは列島改造でパ
ブルのはしりがつくられた、それから言ってももう三〇年近く。そ
うするとこの三〇年、四〇年の間に一体私達の寄って立つ基盤とい
うのは一体どんなふうになつたか、このことを反省してかからな
いといけない。つまり自給率が低下しているというのは、社会の産
業構造が変化したのだ。それでは産業構造のどういふ点がどうい
うように変化したかということ詳しくお話しすることはまずは置
くとして、私達の関連している農業の点では一体どんなふうにな
ったか、三〇年ないし四〇年の間に変化したのか。これはやはり反省すべき
ことがあれば大いに反省しなければいけないのではないかとい
うことで、図2、図3のグラフが書いてあります。

これはその三〇年ないし四〇年の間に、一九六〇年以降にどんな
ふうになつたかということを書いてあります。「食料需給表」とい
う要するに自給率を議論する時の種になつてゐる本があります。国民
がどれだけ食物を消費しているか、どういふ所から供給されたもの
をどのように消費しているか、こういうものが穀類とか肉類とか海
藻類という形でぐくつた一六の食品群、一つ一つの品目で言います
と五二品目ですけれども、五二品目について四〇年間の需要と供給
の動きがざつとわかってきます。それでこれをしらみつぶしに調べ

てみたのですけれども、ここでは限られたスペースですので、代表
的なものを示しましたが、この中の代表的と見えるのが鶏肉、図2
③と書いてあるものです。

これを見ますと、一九六〇年以降需要がどんどん伸びていく。
そうするとそれに対応してプロイラーを作るとかいろいろな形で
国内の生産量も伸びてくる。ところが一九七五年―一九八〇年ぐ
らいになりますと国内生産の方が追いつかなくなる。更にどんど
んどんどん需要が伸びていく。追いつかなくなったギャップの部
分は、一番下に書いてありますように、輸入で埋めていくしか対
応の方法がなくなる。こういう形で、日本の食料の自給率の低下
というのは、まずは需要の伸びに対して国内の供給の伸びが追
いつかなくなる。あるいは国内の供給の努力にも限界があつて、次
に需要がどんどん伸びていくのに供給が追いつかなくなつて、価
格がぐり上がっていく。これは品目によつてずいぶん違ひますけれ
ども、例えば魚肉ソーセージなどの偽物が出てくるというものも一
つの例です。あるいは色物牛乳、偽物牛乳あるいは嘘つき牛乳
ということが言われましたけれども、そういうふうになつて国内
の生産を大きく上回るようになってきますと、価格がぐり上がつ
て偽物が出てくる。

そうするとこの価格がぐり上がったということは、一つのビジネ
スチャンスになりますから、輸入品が入ってくるきつかけになりま
す。冷害があつたから小豆がないとか、冷害があつたから米が足り
ないという一時しのぎの形で価格がぐり上がると、暫定的代替品の
レベルで入ってきます。ところが一旦ある程度、この輸入の道が

図2-1① 小麦

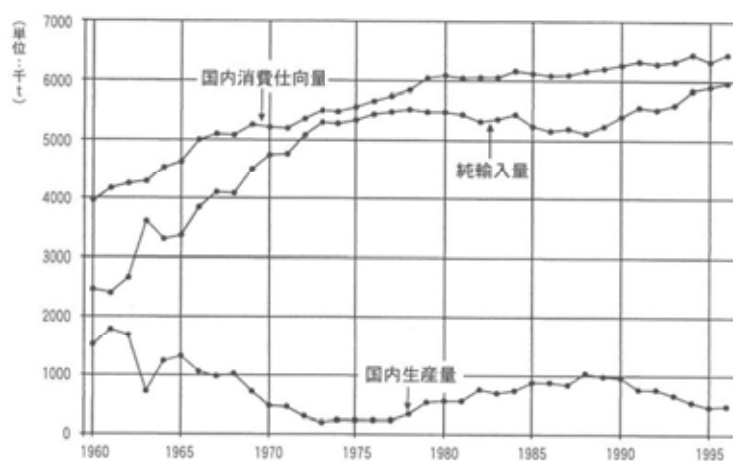


図2-1② 大豆

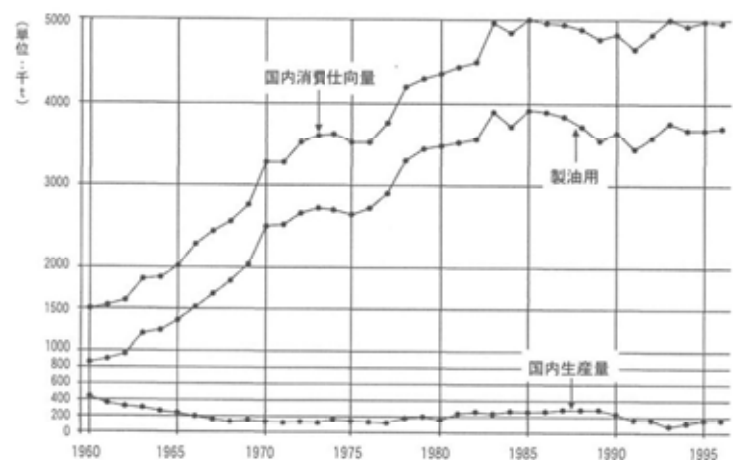


図2-1③ 鶏肉

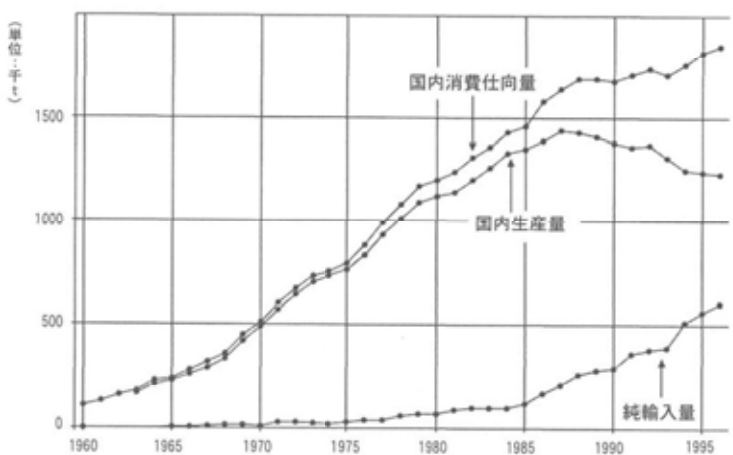


図2-④ かんしょ

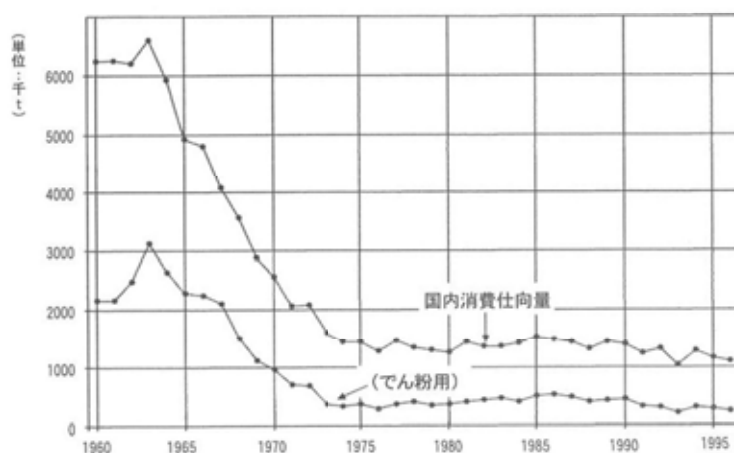


図2-⑤ ばれいしょ

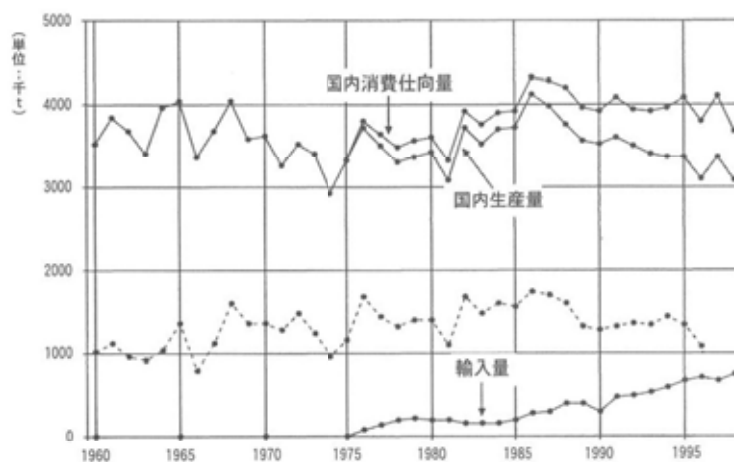
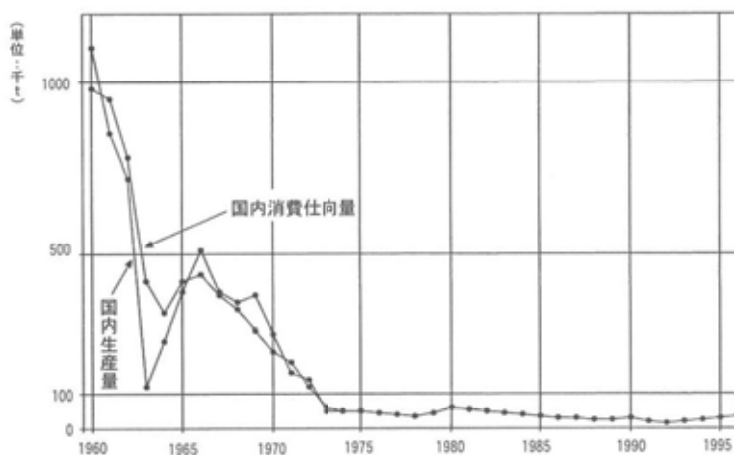


図2-⑥ 裸麦



きますと、それを橋頭堡（キョウトウホ）にして新しい商品がバンバン入ってきます。そして次に、これが従来一生懸命努力して国内生産していたものを駆逐していきます。それを通して国内生産が、鶏肉の場合でもそうですが、グラフに見られるようにはつきり下がってきます。つまり国内生産が衰退し、安く買ってくればそれでいいのだという言い分がまかり通っていく。こういうことが玉ねぎにしても白菜にしてもキャベツにしてもそうです。今年天候が異常だったからとれなかった。そうすると価格が異常につり上がる。異常につり上がるということはもう既にビジネスチャンスを一方でつくっているわけですから、それをめがけて開発・輸入が行われ、その次の年もその次の年も依然として高値が続いているというのは、もうそれをめがけての商売は完全に成り立つ、こういうことなのです。

こういう鶏肉のパターンが実は小麦の方でも、あるいは大豆の方でも既にかなり以前から進んできた。あるいは野菜の場合にはごく最近のことですが、多くの品目では大体一九七五年から一九八〇年つまり鶏肉と同じような時期に輸入がどんどん増えてくるという傾向がある。

これに対して、需要がそれほど伸びなかった品目ではどうか。図2-⑥は裸麦についてのグラフです。米というのは異例中の異例です。から除けておいて、裸麦は需要がどんどん減っていく。そうすると生産も、売れないのですから、（輸出に回すなんて言ったって、輸出のしようもない。）生産もどんどん減っていく。そしてこういう形をとる。それで輸入はほとんどないというのは常識ですけれど

も、例えばかんしょの場合、サツマイモですね、サツマイモの場合にも需要がどんどん減った。需要の減ったものの大半は、かんしょ澱粉がコーンスターチに切り替わったということです。ですから明らかに輸入の影響があるのですが、それ以外の野菜用あるいは生食用、あるいは干し芋用のサツマイモというのは需要に対して供給が見合う形で国内生産が行われていて、輸入は全然入ってこない、こういう形をとる。それからばれいしょの場合もそうですが、ばれいしょの場合も、国内生産と消費仕向との間に若干のずれはあるけれども、それほどの輸入はなかったが、ここに至って、比較的最近ですが、ガンガンと増えてきている。こういうことなのです。したがって基本的には先ほど鶏肉について言ったのと同じようなパターンがあります。

そうすると、価格がどんどんつり上がる。天候が悪くてあまりとれなかったけど価格が上がったから元を取ったというのは生産者の観点で、これはその時、全く短期の話で言えばそういうことになるのだけれども、実はそれは輸入をおびき出すための仕掛けが作られる時期でもある。だから白菜とか玉ねぎがめっちゃめっちゃ値上がりするというのはそもそも異常だと我々は考えなければいけない。野菜を食べるのに、何千円もお金をかけて普通の家庭の家計がもつわけではない。そういうように高く売ればそれで天候異変の不作の穴埋めが出来たというのは、非常に短期的なものの見方ではないか。むしろ値上げをしないで、高級料亭や何かなら別でしょうが、これで売り切れですと、残念ながら災害の結果こうなのです、とそういうことにしないと駄目なのではないか。これが流

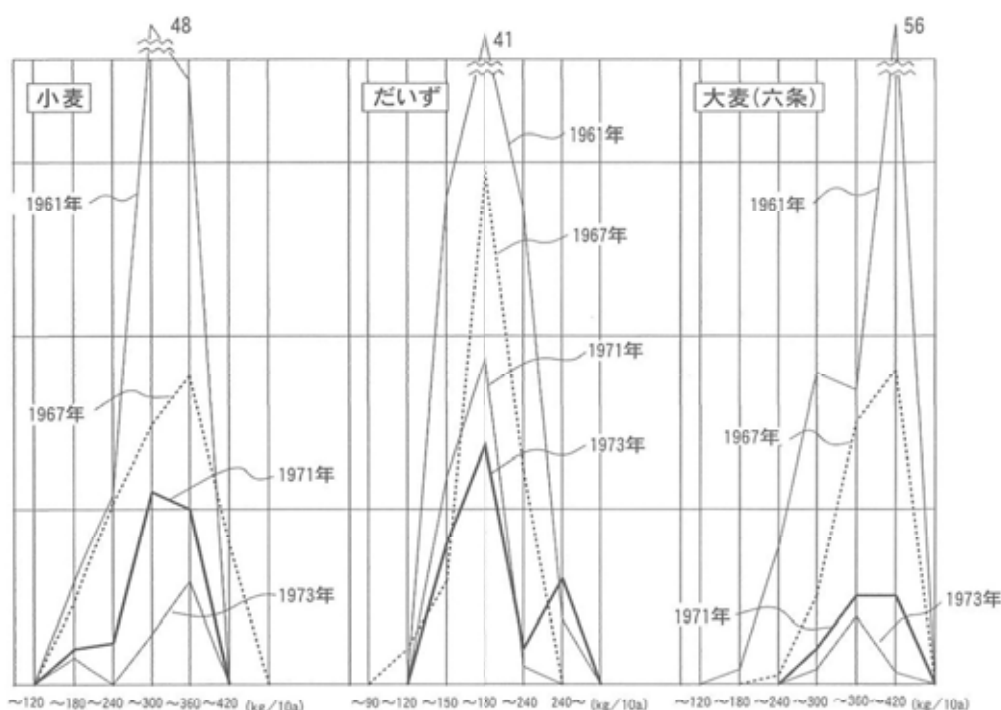


図3

通主導で、手数料収入を考えれば、品物が少ない、何としても欲しいというのに乗っかってパンパン値を上げる。そうすると値段を上げたところに輸入の、あるいは開発輸入の標的が定まる。そして一旦その道が付いてしまうと、今度は国内製品を駆逐するほどに市場にあふれてくる。

例えば鶏肉で言うと、最近のスーパーのチラシではどこ産の鶏肉が入ってきているか、皆さんご存知でしょうか。昔はタイだと言われていたのです。東南アジアから入ってきていた。今はもう南米から入ってきていますね。ついこの間もチラシを見ておりましたら、「ブラジル産手羽」と書いてある。こういうものがどんどん入ってくる。もうこういう状況になってしまつと、オホーツク地鶏とかあるいは秋田の比内鶏だとかというように、地鶏の最も特殊な形で頑張る以外にももう太刀打ちができなくなるかもしれない。このカーブの下がり方が非常に気になるわけです。

そういうことで、この三〇〜四〇年間に起こったことの中で一番反省しなければならない問題は、流通主導を野放しにしてきたというのが一つあると思います。そして二番目は、農業合理化の遅れというのがある。この農業合理化の遅れというのは、実は、表3を見ますと、世界各国の小麦の収量を書いてあります。日本というのは面積は狭いけれども農業技術は優秀だから、米にしても小麦にしても収量は高いのだらう、ただ面積が小さいから不利なのだろう、こういうふうに思っていたのは四〇〜五〇年前の常識です。今は全然違うのです。今はヨーロッパではだいたい反当八俵から一〇俵近くの収量をあげています。それに対して日本の

表3 日本における主要農作物の品種改良の実績

	改 良 品種数	年 次 別 内 訳							
		明治33年 以 前	～大正 14 年	～昭和 25 年	～ 35 年	～ 45 年	～ 55 年	～平成 2 年	平成3年 以 降
水稲・陸稲	329	28	21	26	27	24	12	71	120
小麦	111	0	3	32	19	14	8	15	20
6条大麦	28	0	0	0	16	4	0	6	2
2条大麦	39	4	1	5	2	3	6	9	9
(ビール麦)									
裸麦	25	0	0	3	15	2	0	1	4
だいで	144	0	8	23	23	33	12	20	25
かんしょ	77	6	0	17	13	9	3	14	15
ばれいしょ	61	1	2	9	10	5	7	7	20
とうもろこし	35	0	3	3	13	4	3	0	9
なたね	32	0	0	8	13	7	0	3	1

注：農林水産技術情報協会監修・浅川勝、西尾敏彦編著『近代日本農業技術年表』（農文協、2000年3月）
428頁以下によって集計、作成した。

平均収量はせいぜい四俵から五俵。もちろんこの中にも一〇俵とついているのを知っている人はいると思います。ですけれども日本の平均の数字は二三〇キロとか二八〇キロという水準です。例えばドイツの四七〇何キロ、あるいはイギリスの四九〇何キロ、この水準を考えると、とても太刀打ちできません。もちろんアメリカとかカナダあるいはオーストラリアというのは、非常に広い面積で、しかも牧畜の裏作でやっているわけですから、草地在り荒廃してきたから更新のために間に麦を入れる、こんな形でやっている麦作もかなりある。そういう麦ですから、これは大面積でやっている。それで我が方がこういうように収量が低い水準では競争しようにもとてもかなわない。こういうことがわかってきます。

日本は世界に冠たる収量の高い国ではなかったか。こうしてこんなふうに下がったのか。その一つの原因は、表3「日本における主要農作物の品種改良の実績」というのを見ていただきたいのですが、これを見ますと、品種改良をはじめ技術の改善に、例えば小麦とか大豆とかとうもろこしとか、こういうものの品種改良を一体本気でやってきたのか、熱心にやったのか。これをずっと見ていきますと、小麦は米に続いて食糧法の主要な対象ですから、一生懸命戦時中から戦後にかけても食糧増産・国内自給のためにやっておりまして。ところが昭和三十五年、四十五年、五十五年というように見ていきますと、この頃にはもう品種改良というのは止めたと言ったら語弊がありますが、恐ろしく手を抜いてしまいました。六条大麦なんていうのはゼロですから、新しい品種をこの一〇年間に全く作っていないということです。あるいは大豆

表4 1960～70年代の世界主要国における小麦 ha 当り収量の推移

(単位: t /ha)

	1948～ 52	1956	1960	1962	1964	1966	1968	1970	1972	1974
フランス	1.83	2.07	2.53	3.08	2.08	2.81	3.74	3.45	4.58	4.61
イギリス	2.72	3.12	3.57	4.04	3.69	3.52	3.54	4.19	4.22	4.97
西ドイツ	—	—	—	—	3.39	3.00	4.23	3.79	4.06	4.76
ヨーロッパ計	1.47	1.57	1.84	2.09	2.69	2.69	2.97	—	—	—
カナダ	1.28	1.69	1.42	1.40	1.65	2.17	1.49	1.79	1.68	1.49
アメリカ	1.12	1.36	1.76	1.69	2.02	2.07	1.91	2.09	2.20	1.84
オーストラリア	1.12	1.15	1.37	1.29	1.34	1.38	1.00	1.22	0.90	1.37
ソ連	—	—	1.06	1.05	1.32	1.44	1.39	1.53	1.47	1.41
インド	0.66	0.71	0.78	0.88	0.73	0.90	1.10	1.21	1.38	1.17
中国	0.68	0.90	—	—	—	—	—	1.10	1.20	1.28
日本	1.85	2.09	2.54	2.54	2.52	2.85	3.15	2.07	2.32	2.80

資料: 原資料は FAO "Yearbook of Food and Agricultural Statistics"、『ポケット農林水産統計』(各年度) によって収穫面積 ha 当り収穫量を算出して作成した。

中国の数値は FAO の推定値である。

にしても、昭和四十五年から五十五年の間に全くありませんでした、こういうことです。つまり一生懸命日本で自給するつもりがあるなら、生産に適し、消費用途に適した品種改良を当然にやっただけです。これをもうダッシュと手を抜いてきた。そうすると、表4に出てくるように、ヨーロッパでは猛烈なスピードで増収競争をやっている。ECという段階から、EUというヨーロッパ統合に向けて共通農業政策をやる。共通農業政策をやる時には収量を高め、おくことが一つのメリットになるはずだからというので、各国は一生懸命に増産競争をやったわけです。これがヨーロッパで自給率が高まった一つの背景ですけれども、もちろんその背後には多肥密植、密条播でやって倒伏防止剤を撒いてという、そういう高度の技術がほとんど使われていったから一〇倍近い収量を上げているわけですね。

日本の場合には、どんどん作る面積は減ってきた。その他に収量の高い所で小麦を作るとか大豆を作るといのはほとんど止めていった。つまり捨て作りをやる所だけで大豆を作り小麦を作っていた。これではもう戦う前に負けている、こう言っているのだからと思います。つまり自給率が落ちたというこの三〇～四〇年間の反省として、一つは農業生産力競争が逃げ腰であった。それで大豆を作り小麦を作っていた畑を、一生懸命造田、造田と言って、昭和四〇年代、四十四年までですけれども、一生懸命田んぼに換えて米を作った。そのついでが四十五年からの減反転作に廻っていった。これも皆さん、ご存知の通り。

それで、米さえ作れば、米さえ守れば日本の農業は守れるという

よつに農政は多分考えたのだらうと思います。あるいは農協系統もそういうように考えたかもわかりません。全国的に言えば北海道ぐらいではないでしょうか、米以外に酪農や畑作を地域の中に大きく抱えていて、米さえ守れば北海道の農業は守れるなんていう話でなかった、そういうことが良く理解できたのは北海道ぐらいだと思います。そういうことで、米さえ守ればという農政上の判断ミス。これは農政の大失敗だったと私は思います。

米中心でやってきたことと同時に、農政の情勢判断の誤りのもう一つは、地域にはそれぞれの地域で畑作をやっている所もあれば酪農をやっている所もあるという、地域の農業を大切にしなければいけないのだという発想が、米さえ守れば何とかなるんだという発想でやっていった。つまり地域農業あるいは地域農政を軽んじるという雰囲気があった。このミス。これが三〇年、四〇年の間に極端に自給率を低下させた背後にある。反省しなければならぬのはそういうことなのだ。こういうふうに思うわけです。

それでもうぼつぼつ時間がきそつなので、「今こそ追い風を捉えるべき」という話に入っていきたいと思います。さっき申しましたように、世の中の空気に対して非常に敏感なサービス産業、それもとりにけリッチでデラックスでジーヤスでというのから言えば、いかにもみみっちい生「ミ」をどうするとうようなことを、グラントホテルとかホテルニューオオタニとか、いろいろな名立たる有名なホテルでさえも気にするようになったその動きというのは、環境を大事にしなごう人々の健康に役立つ農産物を作る、こういうことを、農業本来の姿を取り戻さなければいけない、つまり行き過ぎた

産業構造の変化に対して、その行き過ぎを是正する方向を強く打ち出して行くためのタイミングとして、こういう動きというのは大変大切なことだと思うのです。

それでそういうことを実際に追い風の形で使っている実例というのにもたくさんあるのです。稲作地帯なら稲作地帯の中に、畑作地帯なら畑作地帯の中にあるいは酪農家の中にもそういうふうな追い風として捉えていこうとする実例があると思います。それこそ皆さんのそれぞれの関係する地域でも、志のある農家の人あるいは志のある農協の指導者の人達がそういうことをやっておられると思います。

そういう意味で、私はあまり豊富な材料を持ち合わせていないのですけれども、先ほどもご紹介いただきましたように私は今名寄で短期大学の学長という仕事をしておりますので、名寄に住んでおります。それで名寄には、ご存知の方が多いと思いますが、もち米の生産組合というのができて、これは生産調整が始まった昭和四十五年から結成された組織ですけれども、かれこれ満三〇年間一生懸命やっているわけです。この一生懸命やっている人達の話聞いて、「ああ、こういうものか」というのを感じましたのは、もち米団地をつくって、自主流通でもっともち米を流通させようということいろいろ売り込んだのですが、思うように売れない。そこで日本であられたとかいろいろな米菓を作っている所といえは新潟とか岐阜とか有名な所があるわけですが、そこに売り込みに行った。行ったら、厳しく買い叩かれた。

買い叩かれたけれども、ついに取引相手を見つけることができた。



名古屋を中心にした愛知、中京、この市場の特色と言ってもいいの
でしょうか、あるいは関西市場の特色と言ってもいいのでしょうか。
買い叩くのだけれども、本当に口汚くののしるほどに買い叩くわけ
ですけれども、実は本気でこの人は売り込もうとしているのか、あ
るいは本気で取り引きをしようとしているのか、その熱意とがある
いは誠実さ、それをまず確かめる。その次はその品物が本当に良い
のか悪いのか、これをとことん確かめる。三番目は、そこで売りたい
という値段は妥当なのか確かめる。つまりただ単に安い物を買おう
として買い叩いているのでは実はないということに気がついた
のです。こういうところで勝負をしようとしたら粘り強くないと駄
目だ。私は短期大学の学長をやっていますから気が短いというのも
短気と言いますが、これは駄目なのです。ね、粘り強くないと
もち米をやる人なんていうのは本当に粘り強いのだらうと思いま
す。それで、何としても取り引きをしたい、誠実に取り引きをした
いんだという、その誠心誠意の気持ちに通って、品物をよく見ても
らったら結構いい品物じゃないかということで、伊勢の名物で「赤
福」というところと取り引きするわけです。餅ですね。名物に美味
いものなしと言うくらいに、赤福なんていうのは美味くない餅かと思
っていました。が、名寄の原料を七割、八割使っているということ
を聞いて、これはひょっとしたら美味しいものなのかもしれないと思
い直しているのですけれども、多分本当に美味しいのだらうと思
います。

それで、その赤福との取り引きをして、小豆は十勝の小豆を使っ
ているそうですけれども、ところがこの取り引きが、最初は成立

したのですけれども、あわや取り引き停止というピンチを二度ほど迎えているのです。一度は昭和六十年、秋の長雨の結果、大量の規格外米が出ます。着色米ですけれども、規格外米が出ます。当時藤島という方が組合長でしたが、即赤福に行つて、「こういう状況でした。これは来年までには是正しますから、何とか勘弁してやってください」と。そして帰つてきて彼は何をしたかといふと、「一一八運動」といふのを始めるのです。一戸でせめて田んぼ一枚一等米を出しましょう。田んぼ一枚一等米を出そうといふようなことを、まだこの時は上位等級米と言っていましたけれども、そういう程度のもので、やはり品質を良いものを出す、その誠意を示さなければいけないということであるわけです。それで翌年上位等級米は画期的に上がるのです。四八・三%上位等級米を出します。

ところがその次の年にはすっかりダレて緩んでしまつて、上位等級米は一三%に落ちます。そこでもう一度取り引き停止の危機が訪れるのです。「お宅はやる気があるの?」これは呼びつけられたのか何なのかよくわかりませんが、行きました。それで、色彩選別機を入れる。それから精粒歩合、つまり砕けとかいろんなものですが、精粒歩合を高めるといふことで「一一八運動」といふのを今度は「一一八運動」といふのに変えます。「一一八」の「八」は、精粒歩合八〇%です。つまりこういう取り引きをせつかく確保したこの名声を何としても維持しようといふことで必死に組合が結集して、それで昭和六十二年に色彩選別機を入れ、そして「一一八運動」を平成二年にやつて、上位等級米の比率を、一等米比

率ですけれども、八〇%台まで高めるわけです。上川管内の人が何人か来ておられると思いますが、こういうように、その頃はまだひよっとしたら「量で勝負だ。質のことをあれこれ言うけれども」といふような雰囲気だったろうと思いますが、名寄のような限界地で凶作にも強いといふことで、転作の中で生きていくにはもち米だ、こういうことでやったところはまことにしぶとく、市場競争に勝つにはどういふ努力をしなくてはいけないかといふことを、早くもこういうスローガンで組合員全体でやっていくわけですね。つまりこれはほとんど新規参入の気持ちで、米作りを初めて始めたといふようなそのぐらいのつもりでなければいふことはできなかったと思いますが、必死になって自分のところの品物を使つてくれる、市場に自分の地位を築くといふことをやっています。

このように質を尊ぶという雰囲気は、これは例えば転作の麦といふのをどこの稲作地帯でも作っておられるでしょうが、やはり収量の高いもの、あるいは穂発芽をしない、あるいは秋蒔きの品種といふことで、ホクシンとかチホウとか、そっちの方に走っているのかもしれないのですが、さっきASWといふ話をしました。オーストラリアの小麦はパン適性ではなくて適適性で日本の和食用の小麦需要を席巻しているといふことを言いましたけれども、北海道の小麦だつてそういう適適性でいろんなふうになつて言われているものがあります。例えばハルユタ力という品種、これは今から一五年程前に初めて作られた時は引っぱりだこになるほど評判が良かったものですが、最近は作付がどんどん減つ

ている。春蒔きで、しかも穂発芽しやすく収量が低くて、こういうことで五千ヘクタールぐらいになってしまっているでしょう。ところが秋田県に有名な稲庭うどんというのがあります。皆さんご存知だと思いますけれども、三百年以上の歴史を持っている高級なうどんですけども、それがハルユタ力を使っています。稲庭うどんはハルユタ力に限る。そのうどんを作るために札幌の横山製粉から技術者に一週間ほど来てもらって、うどんの作り方、その粉の特性を研究しているということです。こういうことが書かれていましたが、それだけではないのです。いろいろなところでやっている手延そうめんですけども、これは四国ですが、手延そうめんの原料として特別にハルユタ力を使っているという話が出ています。

そうしますと、皆さん漫然と転作の奨励金がつくから転作で小麦を作ろう。小麦をどうせ作るなら収量が上がればいいんだ、その収量が上がった小麦が一体どんなふうに加工業者に入り、どのように消費者につながっているかということについては、それは私達が考えることではなくて、ホウレンが考えてくれることだということかもしれません、そういうことではもう駄目な時代に来ているのだと思います。

やはりさっきの名寄の話ではありませんけれども、生産者が最終の消費者のところまでつないで、そして売り込んでいく、新規参入の精神でやっていかなければいけない。そうすると同じ転作の小麦を作るにしても、こういう用途にこういう形で使うのなら、我々の所でこういう形で栽培したこの品種が適しているんだと、

こういうことぐらいは生産者の責任で研究をする。それぐらいのことはしておかないと、そもそも競争をするという建前から言うと、最初から勝負を投げてかかっていると言っしかないと思います。

産業構造を変えるためには価値観を再建しなければならぬ。そのためには消費者の人達が本当に喜ぶというのは一体どういうことなのかということ突き詰める必要がある。それは自分のところで作ったものの用途がどういふふうに使われているかということに対しての責任まで負う姿勢でやらなければいけないのであらうと思うのです。

いろいろお話をしたいと思っておりますけれども、その実例はたくさん挙げることが出来ます。例えばこれは北海道ではなくて、いろいろな雑誌に書かれていることで、例えば秋田県の大潟村で大豆を作っている人。転作の大豆ですけど、この人は納豆まで産直のような形で、米と抱き合わせ、抱き合わせと言うと押し売りのように聞こえますが、そういうふうにしてやっている人がいます。いろんなやり方があるのだらうと思いますが、それぞれの地域の特徴を生かして、我々の所で作っている大豆というのは、転作をやれと言われるから作ったのではなくて、こういう用途に適しているから大豆を作ったんだ、あるいはこういう用途に適しているから小麦を作ったんだ、そしてそれは安ければ良からうという形で売るのはなくて、こういうふうに使い途を考えてほしい、というので、地域の特徴を打ち出す方向でやっていかなければいけないのだらう。そういうことを尊重することが社会の健全化につながるのではない

か、こんなことを思うわけです。

これは突き詰めて言えば、地域農政を重んじるという精神を、我々はうこそ強く主張しなければいけないと思います。作った小麦が、アメリカから入ってくる小麦あるいはオーストラリアから入ってくる小麦とブールして使われるようなものではなくて、地域で作ったものは地域の生産者の誇りがあるんだというように迫る迫り方、こういうことが必要なだろうと思うわけです。

そういう点で、これは皆さん東京にもいらつしやることがあると思いますが、ご存知の日比谷公園の厚生省のすぐ真ん前に「郷土の森」と銘打ったコーナーがあります。陳情や何かで行って、散歩して目についた人もいるかもしれませんが、これ程農業のことを馬鹿にしている、あるいは第一次産業を軽視しているという例はありません。それがあの霞ヶ関の近くにあるというので、機会がある毎にお話してみたいと思っているのですけれど、郷土の森ですから、それぞれの地域を代表する木が植えてある。例えば北海道はえぞ松、青森県はヒバ、秋田は秋田杉、岩手は南部赤松というようにそれぞれの県を代表する木が植えられています。ところがあの高温多湿の霞ヶ関の中で、こういう寒い地域の郷土を代表する木は全く惨めな状況になるわけです。一番のさばっていると言いますか、一番立派なのは東京の銀杏、茨城の梅、埼玉の櫻、櫻とか銀杏は全国的に多いのですが、松とか楠、カエデというといったものはもうほとんど大きな木になっていく。それで南部赤松は岩手の大変美しい木ですけれども、枯れてしまつて、この間植え替えたと言わんばかりの幼木が植えられている。こういう

ように環境が違う所にそれぞれの風土を代表する木を集めて横一線に並べて植える。それならそのようにクーラーを置くとか日陰にするとか、いろいろ工夫をしなければならぬのに、同じ所に並べればこういうように惨憺たる形になる。

それぞれの地域の風土条件、環境条件を度外視して、「米さえ育れば」ということで、米のできない畑作地帯がある、あるいは畑作もできない酪農地帯がある、こういう北海道があることを如何に軽視しているか。そういうそれぞれの地域の風土条件に合った農業を大事にしなければいけないのだという考えが爪の垢ほどもあれば、こんな馬鹿げたことはするはずがないというのが私の感想です。

そういう誤りを直していく、これも社会の健全化とつないで考えていかなければいけないのだろうと思います。ですから「地域の時代」とか「地域農政」とかいろいろ言われていますが、地域を大事にするということはいったいどういうことなのか。これを効率中心あるいは収益性中心で一線に並べてヨードンで競争したらどうなるか。こんなことはもうやらなくてもわかっていることなのです。そういうことを考えながら、私達は自給率を高めるということはどういうことなのか、やはり地域の農業を大事にするということが環境を保全し、消費者のあるいは国民の健康を守り、そして農業を守ることにつながるのだというふうに思っているわけです。

少々時間をオーバーしましたが、これで私のお話を終わらせていただきます。

「米価下落と稲作経営問題」

北海道立中央農業試験場 生産システム部

経営科長

西村 直樹

中央農業試験場の西村です。私に与えられた課題は「米価下落と稲作経営問題」ということで、少々荷が重い課題です。こうすれば稲作経営が儲かるというようなお話をできればいいのですが、ご承知のように、米価下落の中でそういった儲け話をできない状況にあります。そういうことでは、今日お集まりいただいた方には期待はずれの内容になってしまいかもしれませんが、稲作経営の今後を考える上で少しでも参考になればと思っています。

一．米価下落の実態

さつそく、米価下落の実態から見ていききたいと思います。ご承知のように、わが国では、これまで主要農畜産物の価格が政策によって支持されてきたわけですが、まず最初に、米を含む主要農畜産物の価格支持制度について見てみたいと思います。米と小麦の行政価格の算定方法については、平成七年（一九九五年）に施行された「食糧法」によって大幅に改められましたが、それまで

は、昭和十七年（一九四二年）に施行された「食糧管理法」によって政府買入制度が実施されてきました。また、原料用ばれいしょについては、昭和二十八年（一九五三年）に施行された「農産物価格安定法」によって、最低価格保証制度という方式で価格支持が行われており、てん菜についても、昭和四十年（一九六五年）に施行された「砂糖の価格安定等に関する法律」によって、これもやはり最低価格保証制度という方式で価格支持が行われています。それから、大豆については、昭和三十六年（一九六一年）に施行された「大豆なたね交付金暫定措置法」によって、大豆の販売価格が基準価格より低下した場合にその差額を不足払いするという交付金制度によって価格支持が行われています。その他、北海道農業の主要な柱として酪農が挙げられるわけですが、加工原料乳について見てみますと、昭和四十年（一九六五年）に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」という法律が施行されまして、これも大豆と同じように、交付金制度によって価格支持が行われています。



西村 直樹 (にしむら なおき) さん

1960 年 北海道赤平市生まれ
 1983 年 酪農学園大学酪農学部農業経済学科卒業
 北海道立滝川畜産試験場研究部経営科 研究職員
 1984 年 北海道立中央農業試験場経営部経営科 研究職員
 1989 年 北海道立十勝農業試験場経営科 研究職員
 1992 年 北海道立中央農業試験場経営部経営科 研究職員
 1997 年 北海道立中央農業試験場経営部 経営科長
 現 在 北海道立中央農業試験場生産システム部
 経営科長

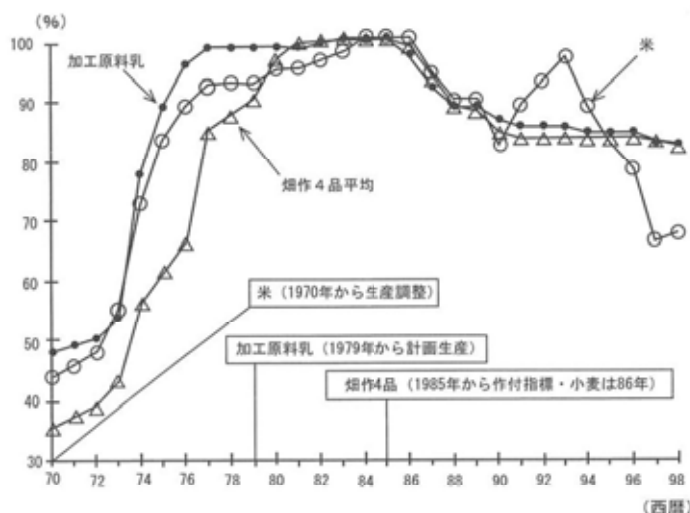
<主な著書>

『これからの地域農業と土地改良事業』1990 年 北海道
 農業土木協会 『経済構造調整下の北海道農業』1991 年
 北海道大学図書刊行会 『大規模稲作地帯の農業再編』
 1994 年 北海道大学図書刊行会

次に、行政価格の推移について、図1を見ていただきたいと思います。これは、昭和四十五年（一九七〇年）以降の行政価格の推移を示したものです。主要農畜産物の行政価格は、昭和六十年（一九八五年）をピークに引き下げに転じているため、この図では昭和六十年の価格を基準として実際の価格を指数化して示しておきました。また、畑作四品については、小麦六〇kg当たりの価格、原料ばれいしょ一t当たりの価格、てん菜一t当たりの価格、大豆六〇kg当たりの価格の単純平均値を求めて、指数化した値を示しておきました。

図1に示しておきましたが、主要農畜産物については価格支持が行われると同時に、何らかの形で生産調整が行われています。米については昭和四十五年（一九七〇年）から生産調整が行われていますし、加工原料乳については昭和五十四年（一九七九年）から計画生産が行われています。また、畑作物については、小麦については昭和六十一年（一九八六年）からですけれども、その他の三品については昭和六十年（一九八五年）から作付指標が設けられておりまして、実質的な生産調整が実施されています。このように、生産調整が実施される中で、どの作目についても昭和六十年（一九八五年）以降は行政価格が減少の一途を辿っていることがわかりますが、改めて図1を見てみますと、米価だけは特別扱いされていることがわかんと思います。

具体的には、加工原料乳は昭和五十四年（一九七九年）から計画生産が行われて、行政価格はそれ以前の昭和五十二年（一九七七年）頃からほとんど上がらない状況になっています。つまり、



- 注：1) 1985 年を基準（100）として指数化した値。
 2) 1990 年以降の米価は自主流通米価格形成機構（センター）における北海道産米「きらら 397」の年度別落札価格の加重平均から流通経費（60kg 当たり 3,000 円とした）を差し引いた値とした。

図1 農畜産物の行政価格の推移

計画生産が行われる一方で、行政価格は抑制基調で推移していることがわかります。また、畑作四品についても、昭和六十年（一九八五年）から作付指標が設定されて実質的な生産調整が行われているわけですが、やはり行政価格はそれ以前の昭和五十五年（一九八〇年）頃から抑制基調で推移していることがわかります。このように、畑作四品や加工原料乳の行政価格の推移を見ますと、生産調整と価格政策がある程度連動して推移してきたことが同えます。

一方、米については一番早くから生産調整が開始されていたわけですが、それにもかかわらず行政価格が順調に引き上げられたことがわかります。米以外の主要農畜産物の行政価格については、生産者の所得補償が十分に配慮されていないことに加えて、加工原料乳以外の農産物については、何らかの形で需給動向が参酌される仕組みになっていたのに対して、米の行政価格については、生産費及び所得補償方式によって決定される仕組みになっていたためです。米については、生産費の上昇分を価格に転嫁する仕組みが制度的に確立されていたため順調に価格が引き上げられたのです。ただし、順調に価格が引き上げられたために、米については生産者に対してコスト低減といった意識付けをすることができなかつたのに対して、その他の農畜産物については、行政による価格支持制度の中でも、生産者に対してある程度のコスト低減を意識付けることが可能だったと思われる。このように、米だけが特別扱いされて価格が引き上げられてきたわけです。

次に、昭和六十年（一九八五年）以降の行政価格の推移を見て

表1 「きらら397」の取引指標価格

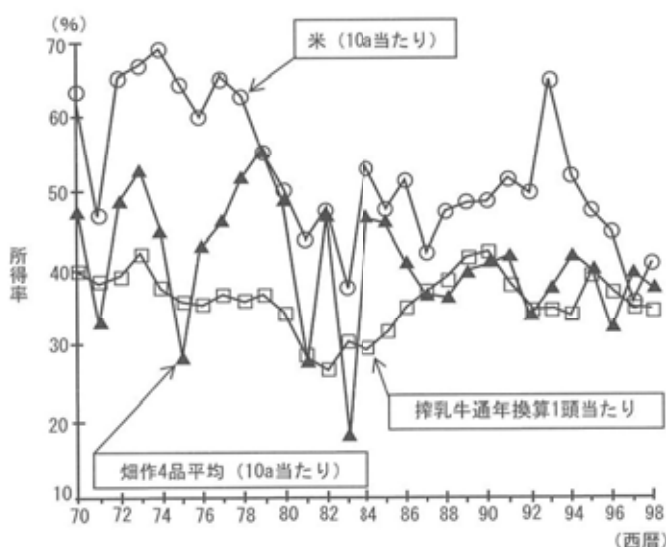
平成2年産：18,215 円	平成6年産：19,377 円	平成9年産：15,204 円
平成3年産：19,400 円	平成7年産：18,217 円	平成10年産：15,492 円
平成4年産：20,122 円	平成8年産：17,448 円	平成11年産：15,258 円
平成5年産：20,822 円		

※（自主流通米価格形成センター、落札価格の加重平均、60kg 当たり）

みますと、畑作四品と加工原料乳については漸次引き下げられているのに対して、米だけは異なった動きをしているところがわかります。図1に示した米価の推移は、平成元年（一九八九年）までは政府買入価格の平均値を用いて、平成二年（一九九〇年）以降については、ご承知のように自主流通米価格形成センターを介した流通に移行したことから、同センターにおける北海道産米「きらら397」の年度別落札価格の加重平均値から流通経費として一律三千円を差し引いた値を用いています。つまり、平成二年以降の米価についても、それ以前の政府買入価格と同じように生産者の手取り価格として示したわけですが、加工原料乳や畑作四品の行政価格については昭和六十年（一九八五年）以降下落の一途を辿っているのに対して、米については自主流通米価格形成センターへの取り引きに移行したことで平成五年（一九九三年）の冷害の影響を受けて、一度下落した価格が再び上昇に転じていることがわかります。

以上のような米価の上昇は、特別扱いというのではなくて偶然ですけれども、いずれにしても、稲作以外の経営では昭和六十年（一九八五年）以降の行政価格の引き下げによって価格下落への対応を本格化させて行くわけですが、稲作経営だけは偶然的な価格再上昇によって、「やはり米だけは特別扱いだ」という意識を捨て去ることができずに、価格下落への準備をせずに来てしまったといえるのではないのでしょうか。

表1に、平成二年（一九九〇年）産以降の米価の推移について実数値を示しておきましたが、平成五年（一九九三年）産米をピー



注：農林水産省北海道統計情報事務所『北海道農林水産統計年報（農業経営統計調査生産費計・農作物価編）』による。

図2 作目別にみた所得率の推移

二．米価下落の影響

— 稲作経営は本当に大変なのか —

それでは次に、米価下落が北海道の稲作経営にどのような影響を与えたのかということについて見ていきたいと思います。

まず、図2を見ていただきたいと思いますけれども、ここには生産費調査の結果から求めた作目別の所得率の推移を示しておきました。なお、先ほどと同じように、畑作四品については各作物の所得率を平均した値を示しておきました。

これを見てみますと、先ほどの米価だけ特別扱いされていたということと関連していることなのですが、米については平成六年（一九九四年）頃まで畑作四品や酪農と比較して一貫して高い所

くにして平成十一年（一九九九年）産米まで急激に下落したことがわかります。この間の下落率は、二六・七%という値になっており、これが急激な米価下落と言われているものの実態です。ただし、実際には先ほどの図1に示したように、昭和六十年（一九八五年）を基準に平成七年（一九九五年）段階の米価水準を見ると、他の作物と同程度に下落したにすぎないことがわかります。他の作物に比べて米価が相対的に下がったと言えるのは平成八年（一九九六年）以降のことだったのですが、平成八年以降の米価下落にしても、価格の下落率以上に、一時の米価上昇によって価格下落への準備を怠ったままに本格的な米価下落を迎えたことの方が大きな問題であったと言えるのではないのでしょうか。

得率を示していたものの、米価の下落が顕著になった平成七年（一九九五年）以降は所得率が低下して、平成九年（一九九七年）と平成十年（一九九八年）の二カ年については畑作四品や酪農とほぼ同等の所得率水準になっていることがわかります。先ほどお話ししたように、ここ数年米価が下落したと大騒ぎしたのですが、所得率という観点から見ると、稲作においては、従来から高めに推移してきた所得率がやっと今、畑作なり酪農と同一水準になったと言っているのだらうと思います。

では、所得率が低下した稲作経営は、今後どのような対応を迫られるのでしょうか。

酪農の所得率の推移を同じ図2で見てくださいと思います。昭和五十七年（一九八二年）と昭和六十二年（一九八八年）のところに縦線を入れてもらえれば分かり易くなると思いますが、この時期は先ほどの図1と比較しながら見ていただくと乳価の低迷期にあたります。しかし、酪農においてはこの乳価の低迷期に所得率を向上させています。所得率の向上のためには、生産費を下げたり生産量を増やして粗収入を向上させることが必要となり、経営改善のための何らかの努力があったといえるわけです。また、畑作四品の所得率を見ていただきたいのですが、昭和五十年（一九七五年）から昭和五十四年（一九七九年）の時期と、昭和六十二年（一九八八年）から平成元年（一九九一年）の時期の二度に渡って、これもやはり畑作物価格の低迷期ですけれども、所得率の向上が図られていることがわかります。先ほど言いましたように、生産費の低減とか生産性の向上などによって所得率の向上が

実現されているわけですが、酪農にしても畑作にしても、これまで価格低迷ということをいち早く経験しており、これに対抗する手立てとして所得率の向上を成し遂げてきたことがわかります。

このように見えますと、やっと今、稲作もかつての酪農なり畑作が経験したような事態に追い込まれた、一緒のスタートラインに立たされたといえるのだらうと思います。そのような訳で、今後においては、かつて酪農や畑作において成し遂げてきたような所得率向上に対する取り組みが稲作においても求められてくるのだらうと考えます。稲作においては、これまでは高い所得率で安定していたという事実がありましたので、そのことを背景として、規模拡大一辺倒というような経営対応を行ってきたと言っていると思うのですが、今後は低下した所得率の向上を図ること、つまりは生産費の低減や米質改善などによる粗収入の向上などが最大の課題になっていくのだと思います。

次に、米価下落とそれに伴う所得率の低下が稲作経営一戸当たりの所得水準にどのような影響を与えたかを見てみたいと思います。

表2は、米価が急落する以前の平成七年（一九九五年）と急落した平成九年（一九九七年）の状況、さらにはその翌年の平成十年（一九九八年）の状況についても示しておきました。この表は、稲作単一経営の経済状況を水稻の作付面積規模別に示したものですけれども、左から順に五〇〇〇階層、七〇〇〇階層、一〇〇〇〇階層、そして一五〇〇〇以上階層について調査結果を示しておき

表2 作付面積規模別にみた農業所得減少の実態（稲作単一経営）

		5～7 ha	7～10ha	10～15ha	15ha 以上
H 7 年	作付延べ面積 (a)	717	1,004	1,451	2,261
	当該部門面積 (a)	612	827	1,171	1,708
	農業粗収益 (千円)	9,468	12,854	17,157	25,875
	農業経営費 (千円)	5,672	8,521	11,495	17,533
	農業所得 (千円)	3,796	4,333	5,662	8,342
H 9 年	作付延べ面積 (a)	736	1,061	1,422	2,135
	当該部門面積 (a)	614	843	1,176	1,743
	農業粗収益 (千円)	7,600	10,799	15,447	21,439
	農業経営費 (千円)	5,745	8,439	12,584	16,410
	農業所得 (千円)	1,855	2,360	2,864	5,029
H 10 年	作付延べ面積 (a)	810	1,118	1,345	2,195
	当該部門面積 (a)	604	878	1,099	1,652
	農業粗収益 (千円)	8,123	12,521	16,398	23,024
	農業経営費 (千円)	6,294	9,473	11,343	17,511
	農業所得 (千円)	1,829	3,048	5,055	5,514

注：「北海道農林水産統計年報（農業経営統計調査・部門別編）」による

ました。

まず、平成七年（一九九五年）の状況を見てみます。平成五年（一九九三年）と比べると米価は若干下がっていますが、所得率はまだ畑作や酪農に比べて高い時期です。農業所得を見てみると、五〇七〇階層では三七九万円となっています。右の方に目を転じていただいて、七〇一〇〇階層が四三三万円、一〇〇一五〇階層が五六六万円、一五〇以上階層が八三四万円となっています。ここには示していませんけれども、この調査では農家一戸当たりの家計費支出が調べられていますが、当時の農家一戸当たりの家計費支出は、今もほとんど変わらないのですけれども、農家一戸当たり五〇〇万円強という数字が示されています。つまり、稲作単一経営の経済状況から推し量ると、一〇〇一五〇階層以上の規模の経営では、農業所得によって生活ができたかと判断されます。この経営規模は、南空知の実態に即してみると一般的な経営規模と言えると思うのですが、一般的な経営規模で生活ができたというように判断してよいと思われまます。一方、平成九年（一九九七年）の農業所得を見てみますと、先ほどお話ししたように、この年は米価が急落した年ですけれども、五〇七〇階層が一八五万円、七〇一〇〇階層が二三八万円、一〇〇一五〇階層が二八六万円となっており、一五〇以上階層においてやっと五〇〇万円の水準を上回っていることがわかります。この年は、一〇〇一五〇規模の経営であっても、稲作単一経営では農業所得のみで生活することが難しいような状況に至ったわけです。

ところが、ここからがちょっと問題なのですが、平成十年（一

表3 農家経済の動向（空知管内A町・農家1戸当たり平均）

（単位：a、円）

	農家1戸当 たり平均経 営耕地面積	収入合計 (a)	支出合計 (b)	可処分所得 (c) = a - b	家計費 (d)
H 6 年	972	14,040,230	6,419,859	7,620,371	1,506,062
H 7 年	1,000	14,137,685	7,232,887	6,904,798	1,784,318
H 8 年	1,000	13,453,225	7,329,379	6,123,847	1,732,189
H 9 年	1,032	12,273,426	7,470,261	4,803,165	1,749,386
H 10 年	1,049	14,595,218	7,508,164	7,087,055	1,592,008
	農家経済余剰 (e) = c - d	約定償還金 (元利合計) (f)	左のうち 土地改良 区関連	約定償還金支払後 の農家経済余剰 (g) = e - f	
H 6 年	6,114,309	4,748,363	805,934	1,365,946	
H 7 年	5,120,480	4,374,834	805,934	745,646	
H 8 年	4,391,658	4,680,540	805,934	-288,883	
H 9 年	3,053,778	3,466,597	805,934	-412,818	
H 10 年	5,495,047	4,647,356	805,934	847,691	

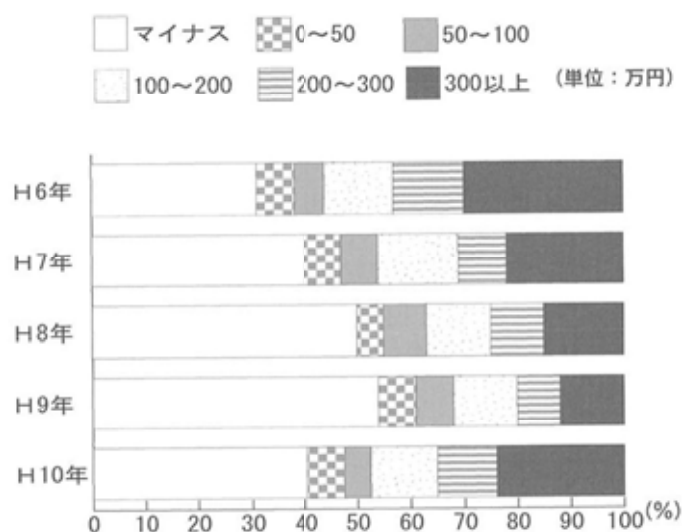
注 1) 496 戸の組合員勘定報告票の集計値

2) 表中の「左のうち土地改良区関連」には、約定償還金のうち基盤整備事業関連で土地改良区に特別賦課金として支払っている金額を示した。なお、この値は平成10年の値しかわからなかったため、H6～9年の値はH10年の値を代入した。

九九八年）の状況を見てみますと、稲作経営は本当に大変だったのだろうかという話になるわけです。平成十年（一九九八年）の米価は平成九年（一九九七年）の米価とほぼ同じ水準でしたが、それにもかかわらず、七〇〇〇階層の農業所得が三〇四万円、一〇〇〇〇階層が五〇五万円、一五〇〇〇以上階層が五五二万円となっており、五〇〇〇階層を除くと、米価は前年とほぼ同じ水準であるにもかかわらず経済状況が改善されているということが見とれます。

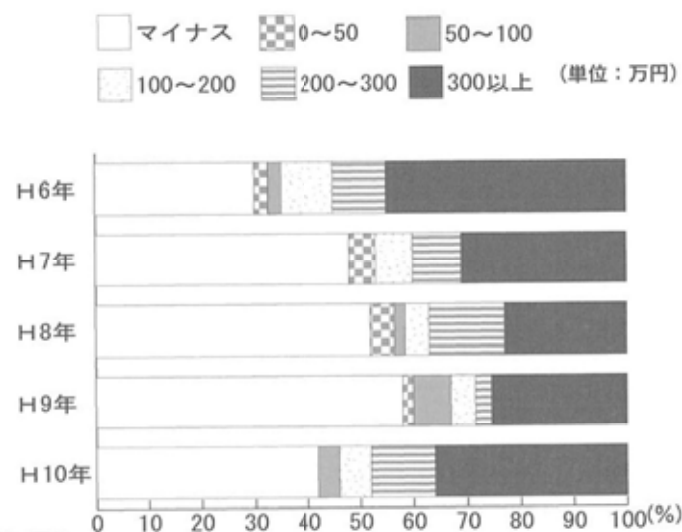
統計上の細かい話になるのですが、ご承知のように平成十年（一九九八年）から稲作経営安定対策が実施されており、対策による補填金が農業粗収入の中に繰り入れられたことによって農業所得が増加したと考えられます。統計上は、同じ低米価でも平成十年（一九九八年）の農家経済は、それほど大変でもなかったということが見てとれます。

今度は表3を見ていただきたいのですが、ここでは空知管内A町としておきますが、A町の農家四九六戸の組助を集計した結果を示したものです。表3には農家1戸当たり平均の農家経済余剰を示してありますが、統計上の農家経済余剰とは若干概念が違っていますので、その説明をお手元の資料に示しておきました。一番右側の約定償還金支払後の農家経済余剰（g）を見ていただきたいのですが、これは家計費や約定償還金を支払った後ということですから、この部分が貯金できるというふうに単純に考えてもらってもさしつかえないと思いますが、平成六年（一九九四年）の時点では平均で一三六万円となっています。それが、米価下落



注) 表3に同じ

図3 約定償還金支払後の農家経済余剰別構成比 (空知管内A町・全体)



注) 表3に同じ

図4 約定償還金支払後の農家経済余剰別構成比 (空知管内A町・15ha以上層)

に伴って、平成七年（一九九五年）は七四万円に減って、平成八年（一九九六年）と平成九年（一九九七年）にはマイナスに陥っているというように、農家経済が深刻な状況に陥っている状況が見てとれます。

ところが先ほどの表2と同じような現象になりますが、平成十年（一九九八年）になりますと、これがプラスに転じまして、農家経済が非常に安定した状況に向かっていることがわかります。先ほどの表2では、平成十年（一九九八年）の農家経済改善の要因を稲作経営安定対策による補填金があったということで説明しましたが、実は平成十年（一九九八年）の組助ということになりますと、十二月締めになりますので、年明けに支給された稲経の補填金が計上されていません。しかしながら、若干話は錯綜しますが、表2では転作奨励金が粗収入に繰り入れられていませんが、表3の組助分析では奨励金が粗収入に繰り入れられています。ご承知のように、平成十年（一九九八年）は転作奨励金が前年に比べて大幅に上昇しましたが、表3で示した組助分析に基づく同年の農家経済の改善は、転作奨励金の上昇によってもたらされたと考えられます。

図3は、同じようにA町の四九六戸の組助を集計した結果ですが、これを見ても、やはり平成六年（一九九四年）から平成九年（一九九七年）にかけて農家経済余剰がマイナスの農家の割合が増え続けたのですけれども、平成十年（一九九八年）には経済状況が改善されて、マイナスの農家の割合が大幅に減少したことが確認できます。また、図4は同じような形で、A町の四九

六戸の中から一五軒以上の大規模層だけを抽出して集計してみたものです。これを見ても、平成六年（一九九四年）から平成九年（一九九七年）にかけて農家経済余剰がマイナスの農家の割合が増えていくのですけれども、平成十年（一九九八年）についてはマイナスの農家の割合が減って、平成七年（一九九五年）並みに改善したことがわかります。

表4を見ていただきたいのですが、先ほど表3を説明した時に転作奨励金云々ということをお話ししましたが、生産調整の開始当初からの転作奨励金の推移を示しておきました。これは北海道の平均値ですが、先ほどの表3で分析の対象年次としました平成六年（一九九四年）から平成九年（一九九七年）の時点を見てみますと、三万五千円から三万九千円の低い水準で推移したことがわかります。ところが、皆さんご承知のように、平成十年（一九九八年）に転作奨励金の支給額が改定されて、一〇万当たり五万円以上の転作奨励金を獲得することが可能になったわけですが、このことが米価下落にもかかわらず、先ほどの表3で見たように、稲作経営の経済状況が再び安定化したという奇妙な状況に作り出した要因だったということです。

ちなみに、中央農試の近隣に位置する農協の方々とお話をしますと、平成十年（一九九八年）と平成十一年（一九九九年）については、転作奨励金が増えたことと稲作経営安定対策による補填金があったことによって、米価は下落しているのだけれども農家の経済状況は非常に良いというようなお話を聞きます。具体的には、負債の繰上償還が非常に増えているということをお聞きし

表4 北海道における生産調整政策の変遷

年次	対 策 名	転 作 等 実施面積 (ha)	左のうち 助成対象 面 積 (ha)	目 標 達成率 (%)	10a 当たり 平均助成 (奨励)補助 金(千円)	備 考
1969	稲作転換対策	530	530	—	20	過渡的措置。前年度より8,200ha水稲作付け面積増加。
70	米生産調整対策	62,867	62,867	298.5	33	緊急措置。
71	米生産調整及び 稲作転換対策	81,051	81,051	150.5	33	本格的な生産調整の開始。
72	↓	116,863	116,863	218.0	35	
73	↓	127,477	127,477	238.6	35	
74	↓	101,680	101,680	102.1	36	生産調整目標の傾斜配分が行われる。休耕が認められなくなる。
75	↓	82,375	82,375	125.8	36	
76	水田総合利用対策	58,054	58,054	82.9	42	
77	↓	68,508	68,508	99.5	51	
78	水田利用再編対策	90,392	90,392	101.8	69	
79	・第1期	92,968	92,968	104.7	70	
80	↓	111,406	111,406	101.3	72	
81	水田利用再編対策	120,153	120,130	102.3	68	
82	・第2期	119,913	119,870	102.1	67	
83	↓	117,207	117,083	100.3	66	
84	水田利用再編対策	117,325	109,267	100.6	54	生産調整の対応として他用途利用米を導入。
85	・第3期	111,828	100,047	100.3	54	
86	↓	116,834	104,805	100.2	55	
87	水田農業確立対策	126,927	100,086	100.2	45	
88	・前期	127,139	99,858	100.3	44	
89	↓	127,281	97,214	100.5	44	
90	水田農業確立対策	131,061	97,919	100.4	42	
91	・後期	131,092	97,850	100.4	42	
92	↓	112,767	79,365	100.6	40	
93	水田営農活性化対策	110,885	67,349	100.5	36	生産調整の対応として調整水田を導入。
94	↓	76,609	62,974	100.3	35	
95	↓	85,031	74,783	100.0	35	
96	新生産調整推進対策	83,169	82,209	100.5	39	
97	↓	83,504	80,913	100.8	39	

注) 北海道農政部農産園芸課『新生産調整推進対策実績の概要』などから作成。

表5 経営規模拡大の動向

(単位:ha、頭、%)

		戸当たり田所有面積		戸当たり畑所有面積		戸当たり乳牛飼養頭数	
		空 知	上 川	十 勝	網 走	釧 路	根 室
実 数	S 60 年	5.53	3.86	19.41	12.44	53.7	70.1
	H 2 年	6.25	4.43	21.86	14.91	63.4	81.2
	H 7 年	7.26	5.19	25.04	17.73	79.1	93.3
S 60 年を基 準 (=100) と した 指 数	S 60 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H 2 年	113.0	114.8	112.6	119.9	118.1	115.8
	H 7 年	131.3	134.5	129.0	142.5	147.3	133.1

注 1) 『センサス』より作成。

2) 戸当たり田所有面積=田面積/田を所有している農家数

3) 戸当たり畑所有面積=畑面積/畑を所有している農家数

4) 戸当たり乳牛飼養頭数=乳牛飼養頭数/乳牛飼養農家数

表6 農家1戸当たり農業粗生産額の推移

(単位:万円、%)

		空 知	上 川	十 勝	網 走	釧 路	根 室
実 数	S 60 年	775	689	1,961	1,408	1,785	2,648
	H 2 年	841	806	2,221	1,633	2,027	2,751
	H 7 年	1,023	969	2,590	2,113	2,348	3,128
S 60 年を基 準 (=100) と した 指 数	S 60 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H 2 年	108.5	116.9	113.3	116.0	113.6	103.9
	H 7 年	132.0	140.7	132.1	150.1	131.6	118.1

注 1) 『センサス』および『北海道農林水産統計年報(農業統計市町村別編)』より作成。

2) 農業粗生産額を農家戸数で除して求めた。

ます。平成五年（一九九三年）の冷害の時も負債の繰上償還が非常に多かったわけですが、それと同じような奇妙な現象が起きているというのです。ただ問題は、農家の経済状況は安定しているけれども、転作奨励金や稲作経営安定対策の補填金に対しては手数料を貰うわけにはいきませんので、農協の経済状況はむしろ悪化しているということで、農家と農協の経済状況が相反するような状況になっているというお話を聞いています。

三．価格低迷・所得率低下への対応状況

米価下落にもかかわらず経済的には奇妙な安定状況にあるというところで、農家の意識としては、「何とかしなければならぬ」という危機感があると同時に、「どうにかなるんだろう」といったような甘えの構造があるのだと思います。この二つの相対立する意識が併存して、結果的には経営転換がなかなか進まない状況が生まれていること、このことが大きな問題であると思うのです。

そこで次に、稲作経営において価格低迷とか所得率の低下への対応がどのように進んでいるのかということを、畑作や酪農と比較する形で見ていきたいと思います。

先ほどの図2で見ましたように、畑作や酪農では、過去において所得率の向上の取り組みが行われてきたわけです。しかしながら、昭和六十年（一九八五年）以降の状況を見てみますと、行政価格が減少に転じておりまして、畑作経営においても酪農経営においても、生産費の低減や単収向上によって所得率の向上を図る

ことは困難を極めているということがわかります。

このような状況の中で、実際にどのような経営対応が行われたのでしょうか。

表5は経営規模拡大の動向を示したものです。生産物価格が低下するなり所得率が低下するというような状況では、一〇％当たり、あるいは搾乳牛一頭当たりの所得が低下しますので、これへの対抗手段としては規模拡大によって農家一戸当たりの総所得を高めるといような行動をとるわけですけれども、その状況を、ここでは稲作地帯の代表として空知と上川、畑作地帯の代表として十勝と網走、それと酪農地帯の代表として釧路と根室を取り上げて見たものです。これで見てみますと、表5の下の方に昭和六十年（一九八五年）を基準とした指数ということで示しておりますけれども、どの地域も規模拡大ということでは、規模そのものは違いますが、ベースとしてはほぼ似たような対応をしてきたということがわかります。

次に、表6は農家一戸当たりの農業粗生産額がどのように推移したのかを見たものです。実は、農家一戸当たりの農業粗生産額の推移といった統計はないものですから、ここでは便宜的に、地域の農業粗生産額というのが「北海道農林水産統計年報」で示されていますので、それを農業センサスに示されている地域別の農家戸数で割り返した値を用いています。これを見ていきますと、やはり地域によって総額自体は違いますが、その伸び率を見てみますと、網走なり上川が若干高いというような関係が見てとれます。ただし、表6では平成七年（一九九五年）のセンサス

表7 農業粗生産額の推移

	農業粗生産額 (100万円)				S 60年を基準とした農業粗生産額 (%)			
	S 60年	H 2年	H 7年	H 9年	S 60年	H 2年	H 7年	H 9年
北海道	1,091,126	1,117,464	1,114,256	1,076,079	100.0	102.4	102.1	98.6
空知	149,978	143,659	150,839	131,654	100.0	95.8	100.6	87.8
上川	139,810	142,237	144,386	133,374	100.0	101.7	103.3	95.4
十勝	214,245	221,116	224,874	229,089	100.0	103.2	105.0	106.9
網走	154,493	159,727	174,684	167,520	100.0	103.4	113.1	108.4

	野菜粗生産額 (100万円)				S 60年を基準とした野菜粗生産額 (%)			
	S 60年	H 2年	H 7年	H 9年	S 60年	H 2年	H 7年	H 9年
北海道	101,398	157,366	194,264	174,204	100.0	155.2	191.6	171.8
空知	15,308	24,666	29,605	25,332	100.0	161.1	193.4	165.5
上川	24,630	39,907	39,520	39,029	100.0	162.0	160.5	158.5
十勝	8,614	18,466	25,125	23,602	100.0	214.4	291.7	274.0
網走	13,998	22,305	41,463	30,912	100.0	159.3	296.2	220.8

注)『北海道農林水産統計年報 (農業統計市町村別編)』より作成。

を用いたものですから、米価下落時の状況を見ることができませんでした。

そこで、表7を見ていただきたいと思います。これは農業粗生産額の推移を地域別に示したのですが、米価が急落した平成九年(一九九七年)を含めてみたものです。ここでは酪農地帯を除いて稲作地帯と畑作地帯のみを比較して見えますが、昭和六十年(一九八五年)を基準として見ると、平成七年(一九九五)までは稲作地帯も畑作地帯も似たような状況で推移していますけれども、平成九年(一九九七年)については、稲作地帯の農業粗生産額の落ち込みが激しいのに対して、畑作地帯の農業粗生産額の落ち込みは激しくないことがわかります。それとも一つ、同じ稲作地帯でも空知に比べて上川の農業粗生産額の落ち込みが激しくなかったことが見てとれます。

そこで、その要因は何かということですが、表7には農業粗生産額の他に野菜の粗生産額を示してありますが、これを見てみると、十勝と網走については、野菜の粗生産額を大幅に伸ばしていることがわかります。即ち、集約度を高めたということがここで推察できます。それと同じようなことですが、空知と上川を比較してみますと、野菜の粗生産額の伸びというのはさほど違いが認められないのですが、農業粗生産額に占める野菜の粗生産額の占める割合を比較すると、上川の方が高いということがわかります。これらのことから、地域農業の集約度を高めることが農業粗生産額の落ち込みを和らげるにつながっているといえると思います。

表8 市町村別にみた農業粗生産額の状況

(空知) (単位: %)

	農業粗 生産額	農業粗生産額に 占める野菜比率		野菜比率 の増減
		97年/85年	85年(a) 97年(b)	
赤平市	66.4	10.4	15.1	4.7
平別町	74.4	9.3	15.3	6.0
市川町	74.9	4.5	10.8	6.3
滝川町	77.1	8.1	13.2	5.1
長沼町	77.6	7.4	17.7	10.3
浦臼町	82.1	12.0	16.0	4.1
新十津川町	82.4	6.1	20.3	14.3
北竜町	82.6	5.8	18.3	12.5
美瑛町	83.5	8.4	15.2	6.8
秩父別町	85.9	4.7	7.3	2.6
夕張市	86.8	3.7	6.5	2.7
江井町	88.8	4.0	6.7	2.8
雨竜町	89.9	88.7	96.8	8.0
深川町	91.2	3.9	11.9	8.0
妹背牛町	91.4	4.4	15.2	10.8
北星町	91.6	8.8	13.4	4.6
山越町	92.6	3.7	3.8	0.1
加内町	92.9	1.6	11.9	10.3
三月町	92.9	14.3	28.6	14.3
砂川町	95.1	7.1	6.5	-0.6
由仁町	96.6	34.6	57.6	22.9
見沢市	97.3	7.1	14.5	7.4
	102.9	23.1	55.6	32.5
	105.6	6.4	12.0	5.6
	105.6	18.0	37.9	19.9

注)「北海道農林水産統計年報(農業統計市町村別編)」より作成。

表9 市町村別にみた農業粗生産額の状況

(上川) (単位: %)

	農業粗 生産額	農業粗生産額に 占める野菜比率		野菜比率 の増減
		97年/85年	85年(a) 97年(b)	
音威子府村	65.9	0.9	2.6	1.7
愛別町	81.2	4.7	6.3	1.6
旭川市	81.6	2.6	7.2	4.6
剣淵町	83.6	14.5	24.4	9.9
比布町	84.7	9.5	16.2	6.6
和寒村	85.2	9.5	20.3	10.8
東川町	86.3	13.1	28.9	15.7
鷹栖町	87.6	28.7	36.1	7.4
美瑛町	89.3	4.8	14.3	9.5
上富良野町	91.1	16.5	21.8	5.2
士別市	91.5	14.7	23.1	8.4
中川町	92.1	7.8	12.0	4.2
上川町	94.4	5.2	7.0	1.8
風連町	96.9	3.3	5.5	2.2
名寄市	97.1	7.1	14.2	7.1
当麻町	100.0	24.9	32.5	7.5
美深町	103.1	12.0	16.9	4.9
占冠村	104.6	2.4	12.3	9.9
東神楽町	105.9	8.7	6.1	-2.7
中富良野町	106.2	22.2	37.7	15.5
下川町	106.6	25.2	50.8	25.6
富良野市	109.5	7.3	21.6	14.3
南富良野町	120.0	48.6	66.3	17.7
	129.5	35.9	60.9	25.0

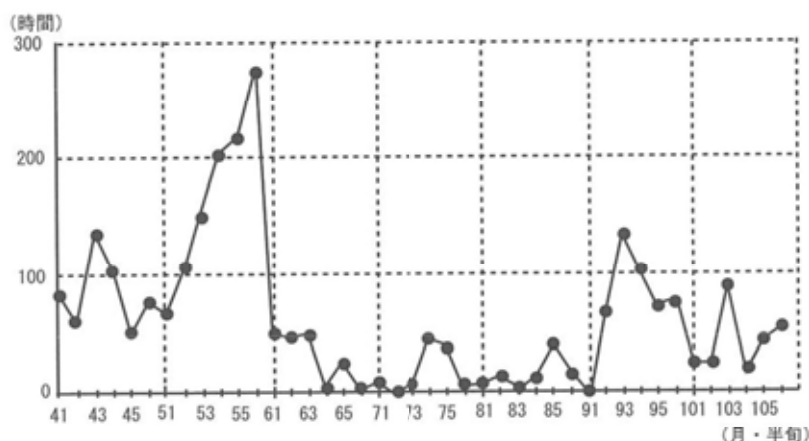
注)「北海道農林水産統計年報(農業統計市町村別編)」より作成。

四、稲作経営の展開方向

最後に、稲作経営の展開方向について触れておきたいと思いま

次に、稲作地帯における農業粗生産額の推移を市町村別に確認するために、表8と表9を見ていただきたいと思います。表の左側に、昭和六十年(一九八五年)を基準として見た場合の平成九年(一九九七年)時点における農業粗生産額の大きさを示してありますが、これを見ても、上川管内に所在する市町村の農業粗生産額の落ち込みが圧倒的に低いということが見てとれます。また、農業粗生産額の落ち込みが激しかった空知を見ても、昭和六十年(一九八五年)対比でみた平成九年(一九九七年)時点における農業粗生産額の大きさが二〇%以上、下回っている市町村が明らかに多く、その中でも、南幌町や長沼町のように米と麦を中心として大規模な経営を展開してきたような地域における落ち込み方が特に激しいことが注目されます。この他、表8と表9には農業粗生産額に占める野菜の構成割合を示してありますが、大雑把な見方ですが、野菜比率の高い市町村ほど農業粗生産額の落ち込み方が激しくなかったという関係を見ることができるといえます。

以上のように、昭和六十年(一九八五年)から平成九年(一九九七年)にかけて全体的には農業粗生産額を減少させた稲作地帯でも、元気のある市町村は、やはり集約的な農業を展開していることがわかります。



- 注 1) 31日の月の第6半旬は6日間となるが、5日間当たりの労働時間に補正している。
 2) X軸の41とは4月第1半旬、43とは4月第3半旬のことを示している。

図5 稲作の半旬別労働時間 (N町K経営・1991年)

す。ここでは、主に稲作経営における更なる規模拡大の可能性について触れてみたいと思いますが、今お話ししたように、米価が下落するとともに稲作の所得率が低下している状況下で粗生産額を維持するためには、野菜を導入して集約度を高めた方が有利という状況にはあるのですが、もう一方では、これまで南空知などを中心として現実に大規模化を推し進めてきたわけで、今後の稲作経営の展開方向を考える場合に、更なる経営規模の拡大の可能性を議論しておく必要があると思うからです。

ただし、議論の大前提として、さきほどの表8に示したように、南幌町や長沼町、あるいは沼田町のように道内でもトップクラスの大規模稲作経営が展開している地域において、農業粗生産額の落ち込みが激しいという実態があるわけで、こういう状況をどう評価するかということは、まず考えておかねばならないのだろうと思います。というのは、大規模化することによって、農家一戸当たりの総所得を維持するなり拡大していくことは、米価が下落してもある程度可能であると考えられますが、地域としては粗生産額が落ち込むわけで、その場合の地域経済に与える影響、具体的には農協が存立の危機に立たされるようなことを念頭に置いておかねばならないと思います。

この話はさておき、稲作の規模拡大が技術的にはどの程度まで可能なのかということを見えていきたいと思います。

図5は、記帳調査の結果に基づいて、稲作投下労働を半旬別(五日毎)に集計した結果を示したものです。これによると、五月の第四半旬から第六半旬、つまり五月一六日から三一日にかけて半

旬別の労働時間が二〇三時間から二七五時間に及ぶという激しい労働ピークが形成されており、事実上、この時期の労働ピークが水稻作付面積規模を規定していることがわかります。この時期の作業内容を詳細に見てみますと、五月第四半旬から第五半旬の労働ピークは、一八日から二四日にかけて行われる移植作業によって形成されていて、一日の作業実施時間は朝方四時から夕方七時に及んでいることがわかります。ここで事例分析の対象とした奈井江町のK経営では、六条の中苗用兼用型田植機一台を用いて、基幹家族労働力三人と雇用労働力一人の四人で移植作業を実施しています。移植作業期間中の休憩時間を除く実質労働時間は、一日一人当たり一一・五時間から一三・五時間程度に達しておりまして、これ以上の追加的労働を負担することができない状況にあります。

また、五月第六半旬、つまり五月二五日から三一日の労働ピークは、七人の雇用労働力と三人の基幹家族労働力で行う移植作業によって形成されていますが、補植作業期間中の一日一人当たり実質労働時間は八時間以内にとどまっています。補植作業は機械の作業能率の制約を受けないため、雇用労働力さえ確保できるならば水稻作付面積規模の拡大にとって規定的な要因にならないわけですが、K経営では移植作業の適期内に補植作業を終わらせるようにしているため、実際には補植作業の存在が移植作業の実施期間を強く規制するようになっています。通常の作業可能期間に比べて移植作業の実施期間を短くする要因になっています。

そこで、ここでは補植作業を行わないものとして、移植作業の実施時期をK経営の所在する地域の本来の作業適期である五月一

八日から二七日の一〇日間に拡大したと仮定して、田植機一台、一日当たりの最大作業可能時間十二時間という前提で、K経営における移植作業の作業能率、一時間当たり一四・三^アという能率を基礎にどの程度まで水稻作付面積を拡大できるのかを試算してみました。試算では、一七・二^カという結果を得ました。また、K経営における移植作業以外の各作業の作業能率と家族労働力三人を前提に、一七・二^カという作付規模で耕起や収穫などの作業の適期処理が可能であるか否かを検討してみたところ、特に問題はな

いという結論を得ました。

このように、事例分析に基づく試算結果からは、慣行の水稻移植栽培技術体系で、最大で一七・二^カまで水稻作付面積を拡大することが可能という結果が得られます。ここで、転作率が仮に四〇%と仮定しますと、転作を含めた経営規模は二八・七^カというような値になってきます。統計資料によりまして、空知で二〇^カ以上の経営規模を有する農家の割合は全体の五%にも満たない状況ですので、まだまだ経営規模拡大を推し進めて行く可能性はあるといえます。

次に、稲作省力技術の導入による規模拡大の可能性として、現在、中央農試を中心に技術開発に取り組んでいる温水直播栽培技術を導入した場合の規模拡大の可能性についてお話ししたいと思います。

表10に、沼田町で温水直播栽培技術を試験的に導入した三戸の経営を対象として実施した、稲作投下労働時間の調査結果を示しました。三戸の経営とも移植栽培と同時に温水直播栽培に取り組

表 10 調査農家における稲作投下労働時間 (1995 年・10 a 当たり)

(単位・時間)

	移 植 栽 培			湛 水 直 播 栽 培			(参 考)
	A 経営	B 経営	C 経営	A 経営	B 経営	C 経営	北海道販売農家 平均・1995 年
栽 培 様 式	成苗ポット 864a	成苗ポット 1,118a	中苗マツ 181a	湛水直播 38a	湛水直播 119a	湛水直播 242a	……… 543.2a
種 子 予 措	—	—	—	0.5	0.5	0.6	—
苗 代 一 切	0.1	0.1	1.1	0.5	0.1	0.6	0.27
本田耕起および整地	4.9	4.6	15.1	—	—	—	5.75
(うち代かき)	1.2	1.7	3.3	1.2	1.7	4.1	2.51
	(0.6)	(1.0)	(1.7)	(0.6)	(1.0)	(0.8)	(…)
基 肥	0.1	0.3	1.5	0.1	0.3	1.5	0.43
直 播	—	—	—	0.3	0.2	1.0	0.0
田 植	2.8	2.9	11.0	—	—	—	4.28
(うち補植)	(1.1)	(1.4)	(2.2)	(—)	(—)	(—)	(…)
追 肥	—	—	0.1	—	—	0.1	0.06
除 草	0.7	0.4	0.9	0.7	0.4	2.0	1.09
かん排水管理	1.3	2.9	9.5	1.3	2.9	9.9	4.29
防 除	0.5	0.3	2.0	0.5	0.3	2.0	0.59
収穫・乾燥・調整	2.7	1.6	13.9	2.7	1.6	13.9	4.69
生産管理労働	0.3	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	0.92
合 計	14.6	14.8	58.5	8.1	8.0	35.8	24.88

注) 労働時間は農作業日誌の記帳結果による。

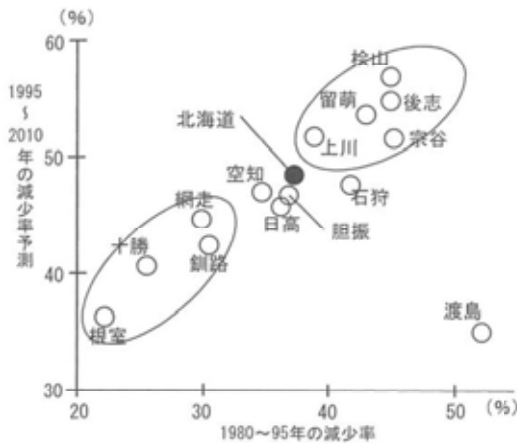
表 11 調査農家における米生産費用 (1995 年・10 a 当たり)

(単位・円)

	移 植 栽 培			湛 水 直 播 栽 培			(参 考)
	A 経営	B 経営	C 経営	A 経営	B 経営	C 経営	北海道販売農家 平均・1995 年
栽 培 様 式	成苗ポット 864a	成苗ポット 1,118a	中苗マツ 181a	湛水直播 38a	湛水直播 119a	湛水直播 242a	……… 543.2a
種 苗 費	1,117	1,750	2,138	2,412	3,289	4,513	1,608
肥 料 費	4,649	7,493	5,291	4,492	7,036	4,712	6,835
農 業 薬 剤 費	5,162	3,784	8,482	8,799	6,465	13,489	6,833
光 熱 動 力 費	2,699	3,482	4,553	3,002	3,474	4,551	3,627
その他の諸材料費	3,063	13,012	10,132	7,758	5,206	3,622	2,830
土地改良及び水利費	9,289	8,799	12,540	10,331	8,779	12,534	7,769
賃借料及び料金	4,401	4,786	2,905	3,768	4,749	2,904	7,938
物件税及び公課諸負担	2,069	3,324	3,232	2,301	3,316	3,231	2,273
建 物 費	3,588	13,084	7,251	3,991	12,601	7,248	4,334
農 機 具 費	19,807	27,147	24,012	17,677	22,984	22,937	19,617
生 産 管 理 費	320	1,120	1,011	356	1,118	1,010	286
労 働 費	20,306	21,554	85,575	11,642	11,533	52,162	37,496
費 用 合 計	76,470	109,335	167,122	76,529	90,550	132,913	101,446
10 a 当たり収量 (kg)	409.5	456.0	469.0	450.0	360.0	377.5	518
60kg 当たり費用合計	11,204	14,386	21,380	10,204	15,092	21,125	11,751

注) 米生産費調査における北海道販売農家平均により家族労働1時間当たりの労働評価額を1,460 円とした。

んでいます。調査結果によると、湛水直播栽培では移植栽培に比べて平均で四三%の省力化が達成できることが明らかになりました。調査対象とした三戸のうち、C経営は経営主の年齢が六七歳と高齢で、所有している機械や施設が旧型のもが多く、他の三戸と比べて労働時間が多くかかっていましたが、それでも湛水直播栽培技術の導入による省力効果が実証されました。



力技術ではあるものの低コストとは言えないのです。しかも、灌水直播栽培の単収は移植栽培と比べて低い場合が多く、一〇坪当たりの所得形成力を比較した場合には灌水直播栽培の方が劣るといふ状況にあります。

先ほどの話に戻りますが、稲作経営の展開方向としては、表8や表9に示したように、野菜導入などによる集約的な経営展開ということもやはり考えていかなければならないです。先ほど来、そのような経営展開の方がうまく行っているようだということを申し上げてきたわけですが、実はこのような展開方向にも問題がないわけではないのです。

表 12 経営耕地面積規模階層別農地需給ギャップの推計結果

(単位: ha)

	1995～2000年における農地需給ギャップ							2000～2005年における農地需給ギャップ						
	稲作地帯		畑作地帯		酪農地帯		全道計 (14支 庁計)	稲作地帯		畑作地帯		酪農地帯		全道計 (14支 庁計)
	空知	上川	十勝	網走	釧路	根室		空知	上川	十勝	網走	釧路	根室	
例外規定	191	31	1,082	259	44	1		157	33	1,084	180	44	0	
1.0ha未満	-14	-70	4	-1	21	0		-61	-136	0	-66	21	-1	
1.0～3.0	-735	-1,387	-174	-347	3	-4		-833	-1,494	-268	-401	-8	-14	
3.0～5.0	-1,841	-2,293	-460	-464	-100	-11		-1,982	-2,427	-481	-522	-98	-14	
5.0～7.5	-1,065	-341	-696	-618	-148	-83		-1,527	-813	-759	-786	-91	-84	
7.5～10.0	390	388	-720	-505	-100	-10		-181	90	-723	-710	-105	-25	
10.0～15.0	1,260	689	-1,424	-109	-375	-118		1,151	501	-1,728	-745	-439	-111	
15.0～20.0	451	610	-984	497	-203	43		572	631	-1,638	-117	-309	33	
20.0～25.0	450	298	390	754	-148	-37		681	340	-507	378	-251	-142	
25.0～30.0	374	324	911	938	-21	-147		612	441	186	925	-271	-296	
30.0～40.0	-7	404	1,887	1,127	159	-308		68	582	1,934	1,394	-453	-885	
40.0～50.0	-210	275	1,183	809	1,462	1,729		-334	432	1,942	1,141	1,476	1,048	
50ha以上	-392	-523	-2,038	-548	-2,301	-2,318		-366	-772	-2,939	-859	-2,736	-2,666	
自給的農家	72	117	64	-2	53	0		59	104	63	-8	53	0	
新設農家	449	588	1,732	331	623	318		449	588	1,733	332	636	327	
合 計	-627	-890	757	2,121	-1,031	-945	-10,051	-1,535	-1,900	-2,101	136	-2,531	-2,830	-19,347

注 1) 14支庁別の動態表を用いた経営耕地規模別農家戸数の将来予測に基づいて農地の需要見通しを検討した。

2) マイナスは供給過多の状況、プラスは需要過多の状況を示す。

3) 北海道計の合計に示した値は、14支庁別に求めた供給過剰面積の合計値。

入などによる集約的な経営展開を進める場合には、労働力の確保がネックになると考えられるのです。

それともう一つの懸案事項といえるのですが、表12に農業センサスで示された平成二年（一九九〇年）から平成七年（一九九五年）動態表にもとづいて将来の農地需給ギャップを推計した結果を示しておきました。これによると、稲作地帯では、離農などによって供給される農地を既存農家の規模拡大や新規就農による農地需要のみでは吸収しきれない状況に陥ること、つまり土地余り状態に陥ることが予測されます。このような状況を無視して野菜導入などによる集約的な経営展開だけを進めて行くと、土地余りといった問題を更に助長しかねないのです。

以上のことを踏まえて、再度、稲作経営の展開方向について考えてみますと、単純に集約化を推し進めるべきか規模拡大を推し進めるべきかという答えを出すことができなくなるのですが、稲作経営安定対策が実施されていることに加えて、平成十六年までは現状の転作制度が継続されることが確約されていることを考え合わせると、今が経営展開を図る最後でしかも絶好のチャンスなのだというところだけは断言できると思います。

経営展開の方向性としては、今後とも規模拡大を推し進めて行くもよし、あるいは野菜導入などによって集約的な経営を目指すのでもよしということ、地域によってそれぞれ選択すべきと思うのですけれども、今お話ししましたように、最後でしかも絶好のチャンスだということを肝に銘じて、地域として稲作経営の展開方向を真剣に考えて行く必要があるのだらうと思います。

経営構造対策の 新たな流れ

北海道農政部 農村振興課 構造改善係長

林 陽一郎

平成十一年七月、二十一世紀に向けての我が国農業の基本政策を示す「食料・農業・農村基本法」が制定されました。この新基本法は、①食料の安定供給の確保、②農業・農村の多面的機能の発揮、③農業の持続的発展、④農村の振興、という四つの基本理念を掲げています。

経営構造対策は、こうした新基本法の基本理念の実現を図るための具体的な施策の一つとして創設されました。

『地域の農業構造の変革を幅広い関係者の
地域合意の形成を前提として』

◆◆制度の概要◆◆

一、制度の趣旨

(一) 効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するため、地域全体の取組みとして新規就農の促進、認定農業者の育成、法人経営への発展等担い手の育成・確保を行うことを目的としています。

なお、本対策の実施に当たっては、次のような視点に立って取り組むこととされています。

①農業の地域ぐるみでの面的な維持・発展を図ること。

②地域農業全体がデマンドサイド(需要面)の視点から生産



を生むこと。

③情報公開と成果の評価を行うこと。

(二) 経営構造対策は、以下の点において、既存の農業構造改善事業とは異なる新事業となっています。

- ①経営体育成に直結するメニューのみを助成対象にすること。
- ②地区別に数値目標を掲げ、その実現のための計画・プログラムを策定すること。
- ③目標・プログラムの達成につき、毎年度ごとに評価を行い、その結果によって事業を見直すこと。
- ④事業執行の透明性を確保するため、第三者委員会を設けて情報公開を徹底すること。

二、地域農業に関する合意形成（ソフト事業）

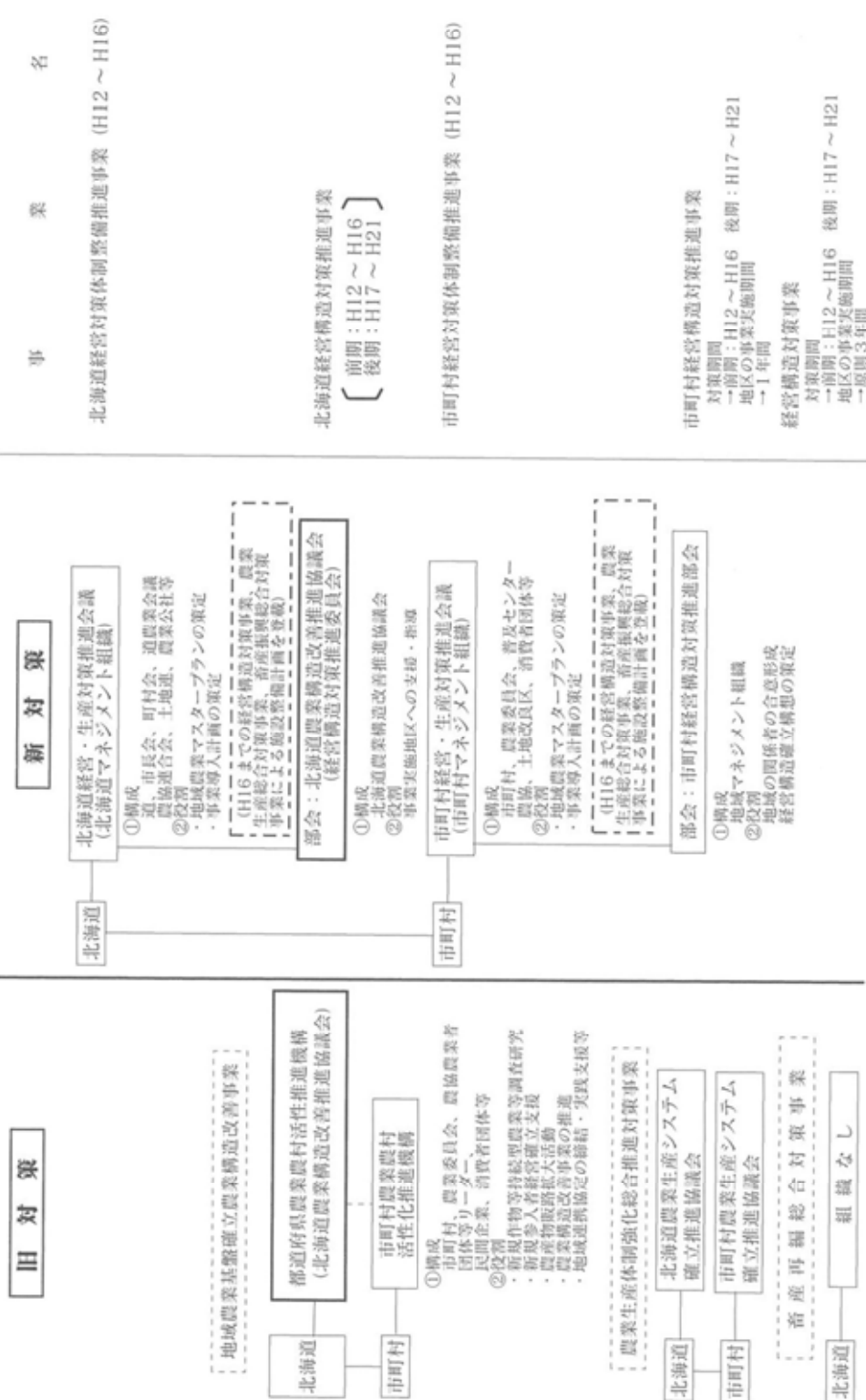
道及び市町村段階で地域マネジメント組織を常設し、農業者の発意に基づき、地域農業の実態に即した数値目標・計画・プログラムの策定等や事業成果の評価を行います。

(一) 地域マネジメント組織の構成

経営政策に関連する従来のソフト事業の体制を一元化し、常設の体制とします。

ア・市町村段階は、農業者を中心に、市町村、農協、農業委員会、普及組織、消費者団体、食品・外食産業、地域住民等により構成（NPO組織とする）ことも検討

図1 経営対策の概要





イ. 道段階は、北海道経営・生産対策推進会議として、道市長会、道町村会及び農業関係団体等により構成

これらのソフト活動を支援するため、経営対策体制整備推進事業及び経営構造対策推進事業がそれぞれ予算化されています。

経営対策（経営対策体制整備推進事業と経営構造対策等を一体的に実施）の概要は、図1のとおりです。

（二）目標の設定

ア. 地域マネジメント体制において、市町村レベルでの経営体育成及び生産に関する目標を設定します。

イ. 経営構造対策を行う地区については、集落単位から大字単位の範囲を基本とし、目標及び計画・プログラム（五年間程度）を作成します。

ウ. 経営構造対策実施地区における目標

【各地区共通目標】

① 認定農業者の育成

② 担い手への農地集積

③ 遊休農地の解消

【地域で選択する目標】

次のうち二つ以上を選択します。

① 新規就農者の育成・確保

② 集落営農による活動の促進

③ 女性の経営参画

④ 高齢者の活用

⑤その他

(三) 評価

ア・地域マネジメント体制において、毎年度、目標・計画・プログラムの達成状況の評価を行います。

イ・達成状況が悪い場合には、事業を一旦停止し、合意の再形成、目標・計画の見直しを行います。

三、地域農業の変革のための施設整備等

(ハード事業)

(一) 地域農業マスタープラン（施設整備計画）の一元化

各種補助事業の有機的な連携により相乗効果を発現する観点から、地域マネジメント体制において地域農業マスタープランを策定し、施設整備計画の一元化を図ることとしており、経営構造対策、農業生産総合対策事業及び畜産振興総合対策事業の採択に当たっては、本マスタープランに位置付けられていることが要件となっています。

(二) 複合アグリビジネスの導入

複合アグリビジネスの導入を図るため、総合メニュー方式により、生産・流通・加工・情報・都市と農村の交流等を一体とした、複数施設の組合わせによる事業展開を促進することとしています。

(三) 地域ぐるみでの新規就農のバックアップ

新規就農を促進するため、研修生用の実習農場・実習施設・

宿泊滞在施設等の新規就農者研修施設がメニューとして創設されています。

(四) リース対象メニューの拡充

担い手となる経営体の育成・確保を積極的に支援するため、事業主体において施設等を導入後、農業者にリースを行うことができます。

【対象メニュー】

- ① 高生産性農業用機械施設（農業機械、省エネルギーモデル温室、畜舎）
- ② 高品質堆肥製造施設
- ③ 複合経営促進施設
- ④ 処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設

(五) 女性対策・高齢者対策の促進

女性の経営参画、高齢者の活動・健康管理等に関する対策を促進するため、女性・高齢者農業活動支援施設をメニューとして創設されています。

【対象メニュー】

- ① 女性農業活動支援施設
女性の家事労働軽減のための託児機能を併せ有する施設
- ② 高齢者農業活動支援施設
高齢者の知識・技能を生かした活動及び、健康管理に関する機能を併せ有する施設

表1 経営構造対策事業メニュー一覧

事業メニュー	補助率
○土地基盤整備事業	
・区画整理 ・畦畔整備 ・用排水整備 ・農道 ・連絡道 ・農地保全整備 ・建物用地整備 ・交換分合 ・体験農園整備	1/2
○経営体質強化施設整備事業	
・新規就農者研修施設 ・高生産性農業用機械施設	1/2
・乾燥調製貯蔵施設 ・米麦流通合理化施設	1/2、1/3
・育苗施設 ・農畜産物集出荷貯蔵施設 ・農畜産物処理加工施設 ・高品質堆肥製造施設 ・農業用水施設 ・情報管理通信施設 ・地域農業管理施設 ・新技術活用種苗等供給施設 ・農業気象高度利用施設	1/2
○経営多角化等施設整備事業	
・農林漁業体験施設	4/10
・産地形成促進施設 ・地域食材供給施設 ・総合交流拠点施設 ・女性農業活動支援施設 ・高齢者農業活動支援施設 ・未利用資源活用施設	1/2
○経営構造整備附帯事業	1/2
○特認事業	1/2

図2 経営構造対策の実施手続き

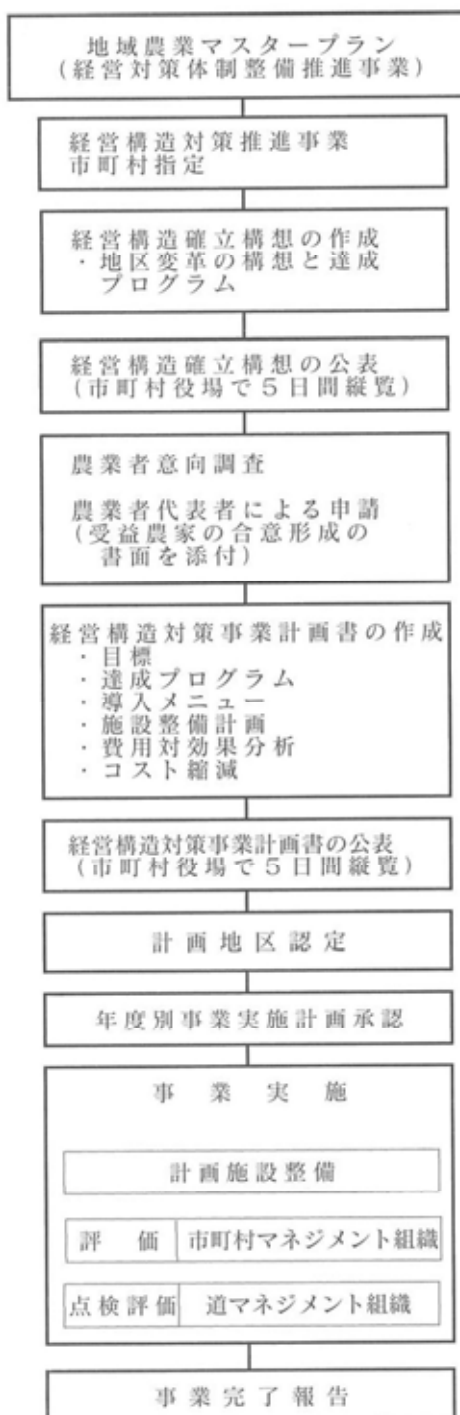


表2 費用対効果の概要

○費用対効果分析とは 経営構造対策は、投資効率を審査する観点に立って全ての事業地区について、採択にあたって、費用対効果分析を行います。 費用対効果分析とは、投下する総費用が発生する総効果額を上回るか否かについての分析を行うものです。経営構造対策では、この分析結果の割合として1.0以上であることを採択基準としています。
○二つの効果 効果には、直接効果と間接効果があります。 直接効果：事業目的から直接的に導かれる効果であり、農業収益増、農業コスト削減などにつながる直接的な経済効果です。 間接効果：事業によって間接的に発生する公益的な経済効果です。
○算定の手法 事業による効果額は、各事業地区で、次のいずれかの方法により算出します。 共通算定法：全国共通の方式として定める「経営構造対策事業費用対効果算定指針」に基づいて算定する。 地区による個別算定法：①共通算定法によることなく、各地区において独自に効果を算定することが可能な場合には、効果のうち一部を当該地区において独自に算定した効果額を用いることができるものとする。 ②この場合は、各地区において算定に必要な資料をそろえ、道及び農林水産省の審査を受けるものとする。
○留意事項 ①効果額の算定は、事業地区単位で行うことを基本とするが、事業地区内で複数の施設を整備する場合、施設ごとの効果額を算定してこれを積み上げることにより、事業地区全体の効果額を算定してもよい。 ②経営構造対策事業を実施しようとする地区と同じ地区内で経営構造対策事業以外の事業を実施しようとしている場合には、複数の事業により効果が重複して計上されることを避けるため、総効果額を事業間で按分する。この場合、総効果額を事業費額の割合に応じて按分するなど、地域で適当と考えられる客観的な方法によって算定を行う。 算定の手法については、「経営構造対策事業費用対効果算定指針」のほか、算定マニュアルや分析ソフトも整備されています。

経営構造対策の実施手続きは図2に、経営構造対策事業メニュー一覧は、表1のとおりです。

四、費用対効果分析

経営構造対策は、投資効率を審査する観点に立つて全ての事業地区について、採択に当たって、費用対効果分析を行います。費用対効果分析とは、投下する総費用が事業実施により発現する総効果額を上回るか否かについての分析を行うもので、その値が1.0以上であることを採択基準としています。

費用対効果の概要は、表2のとおりです。

五、施設別の上限建設費等

ハード事業のメニューについては、施設別の上限建設費等の範囲内で必要最小限のものと認められることと定められています。

なお、経営構造対策事業は、事業計画地区を数集落としていることから一例として、乾燥調製貯蔵施設については、ライスセンター(二千トン)、カントリーエレベーター(三千トン)とそれぞれ上限規模が設けられています。

施設別の上限建設費等は、表3のとおりです。

六、道内における取組み

(一) 地域農業マスタープランの策定

経営構造対策を実施するための前提条件である市町村マネジメント組織の設置及び地域農業マスタープランの策定は、本年五月に道内二〇〇市町村で体制整備が整いました。

この地域農業マスタープランについては、市町村マネジメント組織で必要に応じて見直しを行うことができますので、来年度以降に、新たに経営構造対策に取り組みとする地区は、市町村マネジメント組織と、十分な調整を図る必要があります。

(二) 経営構造対策の取組み

経営構造対策は平成十二年度から二十一年度までの一〇年間(前期五年間・後期五年間)、実施される予定となっています。

ア、市町村経営構造対策推進事業

地域農業マスタープランの施設整備計画において、経営構造対策の実施を予定している地区は、ハード事業の計画年度の前年度に、市町村経営構造対策推進事業を実施して事業計画を取りまとめることとなります。

本年度は、このソフト事業に一一市町村が取り組んでおり、平成十三年度から経営構造対策事業を実施するために、その計画づくりを進めているところです。

なお、このソフト事業を実施した結果として、地域農業者等の合意形成が不十分で、さらに検討を要する地区については、翌年度からの経営構造対策事業の実施を見合わせ、事業計画がとりまとめられてから事業を実施することになります。

表3-a 施設別の上限建設費等

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限建設費を超えて施行する必要がある場合等にあつては、知事が構造改善局長にその必要性を協議するものとする。(下表(2)の②をのぞく)。

1 施設・機械

施設名	内 容	上 限 建 設 費	その他の基準
(1) 高生産性農業用機械施設	①稲用 ・田植機	250 万円	6 条植えを超える場合は別途協議
	・普通型コンバイン	2,180 万円	刈幅 3.4 m を超える場合は別途協議
	・自脱型コンバイン	740 万円	刈幅 4 条を超える場合は別途協議
	・無人ヘリコプター	1,000 万円	
	②麦用 ・普通型コンバイン	2,180 万円	刈幅 3.4 m を超える場合は別途協議
	③豆類用 ・普通型コンバイン	2,180 万円	刈幅 3.4 m を超える場合は別途協議
	④温室	建築面積㎡ 当たり 4.5 万円 (内部設備がある場合) 建築面積㎡ 当たり 2 万円 (内部設備がない場合)	上限規模は 15,000㎡
	⑤畜舎	建築面積㎡ 当たり 5.5 万円	上限規模は 2,000㎡
	①ライスセンター	処理量トン当たり 50 万円	上限規模は 2,000t
	②カントリーエレベーター	処理量トン当たり 2,000t 級 35 万円 3,000t 級 27 万円	上限規模は 3,000t
(2) 乾燥調製貯蔵施設			
(3) 米麦流通合理化施設		処理量トン当たり 15 万円	
(4) 育苗施設		育苗対象面積 ha 当たり 180 万円	上限規模は 500ha
(5) 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご	処理量トン当たり 42 万円	
	②なし	処理量トン当たり 30 万円	
	③柑橘	処理量トン当たり 19 万円	
	④野菜 (トマト、キャリ)	処理量トン当たり 30 万円	
(6) 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり 230 万円	
(7) 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり 13 万円	上限規模は 4,000t
(8) 農業用水施設	定置配管施設	受益面積 10a 当たり 100 万円	上限規模は 50ha
(9) 情報管理通信施設	①CATV	局舎㎡ 当たり (放送機材費含む) 100 万円 伝送路 m 当たり 4 千円	
	②情報無線	本部施設一式 1.5 億円	
(10) 地域農業管理施設		建築面積㎡ 当たり 30 万円	上限規模は建築面積 1,500㎡
(11) 新技術活用種苗等供給施設		建築面積㎡ 当たり 30 万円 (建物) 建築面積㎡ 当たり 4.5 万円 (温室)	上限規模は建築面積 1,500㎡ 上限規模は建築面積 3,000㎡
(12) 農業気象高度利用施設		気象観測ロボット 1 台当たり 750 万円 地域センター一式 6,300 万円	
(13) 農林漁業体験施設		建築面積㎡ 当たり 35 万円	上限規模は建築面積 1,500㎡
(14) 産地形成促進施設		建築面積㎡ 当たり 30 万円	上限規模は建築面積 1,000㎡
(15) 地域食料供給施設		建築面積㎡ 当たり 35 万円	上限規模は建築面積 1,000㎡
(16) 総合交流拠点施設		建築面積㎡ 当たり 35 万円	上限規模は建築面積 2,000㎡
(17) 新規就農者技術習得管理施設	農業機械・施設、研修・滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる
(18) 女性農業活動支援施設	加工、集出荷、直売機能等に託児機能を併せ持った施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる	上限規模は他の施設の基準に準ずる。なお、託児機能分は施設の延べ床面積の 1/3 以下
(19) 未利用資源活用施設	粉穀粉碎施設 (プラント)	1 台当たり 2,500 万円	
(20) 高齢者農業活動支援施設	農林業体験、総合交流拠点等に健康管理機能を併せ持った施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる	上限規模は他の施設の基準に準ずる。なお、健康管理機能分は施設の延べ床面積の 1/2 以下

表3－b 施設別の上限建設費等

2 土地基盤整備

事業内容	協議水準
(1) 小規模な田、畑の区画の変更	10 a 当たり 300 万円超
(2) 小規模な末端用排水路の整備	m 当たり 15 万円超
(3) 小規模な農道・連絡道の整備	m 当たり 20 万円超
(4) 体験農園の整備	上記 (1) に準ずる

(注) 土地基盤整備は、地形や地盤等の自然条件に左右される側面が大きいことに留意し、協議水準を超えて施行する場合には、知事が構造改善局長と協議するものとする。

イ、道経営構造対策推進事業

このソフト事業は、道段階のマネジメント組織の部会である北海道農業構造改善推進協議会（事務局：北海道農業会議）を事業主体として、市町村経営構造対策推進事業を実施している市町村への指導助言、及び経営構造対策事業を実施している市町村等が行う事業評価に関する点検評価等を実施することとしています。

ウ、経営構造対策事業

このハード事業は、本年度が対策の初年度ということで、計画づくりを自費で対応して事業を実施している地区が九市町村となっています。

平成十三年度以降は、市町村経営構造対策推進事業で事業計画をとりまとめたから実施することになります。

七、経営構造対策の活用

経営構造対策は、農林水産省構造改善局農政部構造改善事業課が、平成十一年五月に学識経験者及び農業関係者で構成する「新たな経営構造対策研究会」を設置し、検討・審議や現地調査を経て、同年七月に「新たな経営構造対策研究会報告」として取りまとめられたものを踏まえて、創設されたものです。

研究会には、北海道から委員として乙部町長寺島光一郎氏、専門委員として石狩中部地区農業改良普及センター所長和田



良司氏の二名が選任され、北海道農業の課題解決をも踏まえた有効な対策となるようご尽力いただいたところでございます。
この対策は、

- ①複合アグリビジネスの導入
 - ②地域ぐるみでの新規就農バックアップシステム
 - ③女性・高齢者のための活動支援
- を旗印としています。

このそれぞれが道内市町村の農政の共通課題であり、対策をいかに有効に活用するかが市町村農政担当者の腕の見せ所です。今、道をはじめ各市町村の財政は厳しい状況であります。農業者からのニーズに的確に対応するためには、国費補助事業を基幹として道費補助事業、市町村単独事業を効果的に実施することが求められています。

今後、経営構造対策の実施に向けた検討を進めようとする地区については、市町村農政担当課、市町村マネジメント組織等で十分に調整をしていただき、関係支庁農務課農政係へ相談してください。

なお、最近の情報ネットワーク化により、農政部農村振興課構造改善係でメールで相談受付を行っていますので、気軽に相談してください。

メールアドレス
noshin.kozoo@pref.
hokkaido.jp

「地域で暮らすという事」 その4

あづましいと思える暮らし

たすけあいワーカーズ「むく」代表
石川 絹子

本格的な冬を迎え、かなり冷え込んだある朝の事、私は仕事に出るため、あたふたと家を飛び出したところで、高齢の男性に呼び止められた。ご夫婦で知人を訪ねて来られたようで、目当ての家が見つからないと言う。「何番何号に住んでいらっしゃるんですか？」と訊ねると、ご自分はポケットに手をいれたまま、おつれあいの方を振り返り「おい、住所書いたのどうした？」。その女性は白い息を吐きながら手袋をとり「たぶん、もう一本奥になると思うの」と言いながら、バッグの中からメモを取り出した。番地的にはわが家の裏になるようで、その旨を話すと、お二人で歩いて行かれたが、道はかなり

のテカテカツルツル状態、夫は妻を庇う様子はなかった。

また、数カ月前の事になるが、友人と近隣の町で催された陶器市に出かけ、役所の前から市のある会場までの無料送迎バスを利用した時の事。混み合ったバスの中に、御夫婦で乗って来られた方達がいる、空席は一つしかなく、先に見つけた妻の元へ夫が来て当然のように座するという事があった。

在宅介護の事例では、妻が入院するような事態になった場合、ほとんどの夫は食事の支度どころか、自分の靴下がどこの引出しにあるのかさえ分からない、というケースが多い。「女性の自立」とひと頃騒がれていたが、「男性の自



石川 絹子（いしかわ きぬこ）さん

南富良野町生まれ。

釧路赤十字看護専門学校卒業後、臨床・診療看護婦となる。

1994年たすけあいワーカーズ「むく」を設立し代表となる。

1999年10月たすけあいワーカーズ9団体による「NPO法人北海道たすけあいワーカーズ」の代表理事に就任、現在に至る。

4月からスタートした介護保険制度では、「指定居宅サービス事業者」の指定を受け、事業展開をしている。

立」のほうが、これからは問題になると思われる。今まで子育てに追われ、やっと子供を自立させ、やれやれと思っている女性の皆さんに「もうひと踏ん張りしてご自分のつれあいを独り立ちできるように、育てていただきたい」とお願いしても「えー！うちの亭主はやるだけ無駄よ」なんて言われそう。しかし、介護が社会化されるであろうこれからは、男性の参画も求められるわけで、家事一般から力仕事や運転手までできる男性がいたら、それは引く手あまたで優秀なヘルパーになれる。

自分の伴侶だから、何かしてくれても「当たり前」、なんて思っ
てはいけない。よそ様なら「ありが
とう、助かりました」と感謝す
るわけで、そこには夫も妻もない。
妻にやさしくするのはデレくさ
いとシャイな男性も多いでしょ
うが、妻を庇って歩いたり、席を
とって座らせたり、そんな男性が
カツ！いい時代になるであろう。
「お茶、新聞」と妻を名前で呼ば
ない、物で呼びつける男性は
博物館行きで、自分でお茶を
いれて妻に運んでくれるよう
な男性が普通になると思う。
「介護は社会で、家族は愛
で」そんな社会が普通の事にな
ったら、この町で私が介護
の仕事をしているように、地
方に居る親の介護もその地域
の社会がしてくれる。そう考
えたと、気が引ける事もなく
随分安心できるし、遠距離介
護も老老介護も少なくなる。
今はあまりにも頑張すぎる

娘や嫁が、逆に「福祉」の成長を遅らせているように思える。親や夫の介護にひたむきに取り組むのは、美しい事と社会がもてはやしてはいけない。老いをどう生きるかは、それまで自分がどう生きてきたかが試される事だと思う。これからは、家庭や地域に根をはって、できる範囲で関わりをもち、良い人間関係を作っておく必要がある。私はこんなふうに暮らしたい。こんな夢がある。こんな事に挑戦してみたい。こんな仲間を募りたい。等々を家族や夫婦で、時々話し合ってみるのも大切だ。

持病があり、一人暮らしのため、冬になると入院していたようだ。発作がない時は健康な人と変わらないので、身支度も身の回りもきちんとしていて、他の患者さんの世話もさりげなくしていた。そんなある日、彼女の髪を洗ってあげていた時の事、「他に何かご希望はありませんか？」と尋ねたところ、「家に帰りたいね。私は死ぬときは家で死にたいの」と。それから間もなく、強い発作が彼女を襲い、意識がなくなり、呼吸器の力でかろうじて生きていたが、彼女の希望は遂に叶わなかった。

最近では、病院や施設で亡くなる方がほとんどで、多くの人が「家に帰りたい」と願ってはいても、なかなかそうはならないように思うが、原因は何だろう。昔のようになんか時でも往診してくれる家庭医が見つかからない事、苦痛や緊急時の対応に不安がある事、それは医師をはじめとする医療関係者に任せると安心、という医療信仰があるためか、病院や施設に居るのが、一番良いと思ってしまうところであろう。「家に帰りたい」と願う人がいたら、それに応える道がこれからは必要だ。高齢者ばかりではなく、「ターミナルケア」を考えた場合、若くても病氣のために生を阻まれてしまう事もある。それでも自分の家で、家族に囲まれて、精一杯人生を全うしたいと願う人がいたら、その希望に応えたい。そう思う人は沢山いるでしょうし、実行している人もいるだろう。思う

でも実行しなければ動きださないと判った人がもつともっと増えると思わなくてはならない。さて、今回で私の拙いエッセイも終わりなので、その後の会の状況を少し、お知らせしたい。特定非営利活動法人（NPO）を取得して一年が過ぎ、介護保険の訪問介護に参画して間もなく一年になる。今まで自主事業での利用者さんが、引き続き保険でも利用していただけるようにと指定事業者になったが、計画を上回る件数を抱えるようになった。新しく利用される方が増え、嬉しい悲鳴をあげている。これも、設立当初より利用者さんの立場に立ち、柔軟な対応に努めてきた結果だと思う。除雪はヘルパーの仕事では



ないと、厚生省は通達を出したが、北国の地域性を全く考えていない。一年中自転車移動できる地域とは違うのだから、訪問のために一時間かかる地域性も分かっている。吹雪の朝は交通が麻痺して、時間の予定がたてられないので、一時間以上も前から家を出る事もある。保険者が地方自治体だというなら、独自性や地域性を主体的に取り入れるべきだと、冬になりつくづく思った。それでも、待っていてくれる人がいるかぎり、どんなに吹雪いても、私たちはケアに出かけていく。

さまざまな優遇を受けている公益法人ができないところを小さなNPOがやっていく。経済性を優先するため企業が

撤退したようなところを私たちNPOが埋めていく。こんな働き方を多くの人達が認めてくれて、育てていってくれる事を心から願っている。私たちは困ったに應えるサポーターだが、そんな活動を支えてくれるサポーターが、たくさんたくさんになっていくといいなと思う。高齢になっても障害をもっても、わが街のわが家で自分らしく、あづましい暮らしができたなら良いなを皆で考え実行していけたら、楽しみがまたどんどん増える。そのためには何が必要かな？ グループホーム、ケアハウス、ミニデイサービス、リフト付きの車で温泉めぐり、ホームステイでの海外旅行、その他・・・それから・・・。

特別寄稿

さぬきうどんにみる
外食文化の特質

ペンネーム

碓田 素州

はじめに

北海道において、ジギスカンは生活に根付いた食文化といえるでしょう。羊肉のほとんどが輸入されていることはさておき、根雪がなくなり長い冬が終わりを告げると、待ってましたとばかりに屋外でジギスカンを始め、寒い日にはあたたかもホームレスのようにダンボールを身にまといながら肉をつつき、暑い夏の夕方にはマンションのベランダにコンロを持ち出す……。このジギスカンへの情熱は、道外出身者である筆者にはなかなか理解し難く、正直なところ「そこまでやるか!」と思ったりもしています。同様に、いや、それ以上に四国・讃岐（香川県）の方々はうどんに対して並々ならぬ情熱を持っています。こちらでも、小麦粉の主役がオーストラリア産（御存知ASW）であることはさておき、ジギスカンよりもずっと日常的に、しかも、うどん店（つまり外食）でうどんを食べます。

今回は、讃岐におけるうどんのような外食文化が北海道にも根付いてほしいという願いを込めて、讃岐のうどん店の特徴と札幌のうどん店の最近の動向について、これまた筆者が食べ歩いた限りではありますが、紹介させていただきます。

讃岐地方におけるうどん店の存在形態

香川県を訪れると、そのうどん店の多さに驚かされます。感覚

的には北海道のラーメン店に匹敵します。こうしたうどん店は大きく①一般店、②セルフの店、③製麺所の三タイプに分けられます。また、札幌の「ラーメン横丁」や小樽の「寿司屋通り」などのようにうどん店が集中的に立地する地域は（たぶん）なく、むしろ、「何故こんなところに？」というところにまで分散して立地しているように思えます。

①一般店

読んで字のごとく、一般的に想像できるうどん店。つまり、入店して席に座り注文すると、うどんを席まで運んでくれる店のことです。香川県外の人の多くがこのタイプの店で「釜あげ」などを食べて、さぬきうどんを体験することになります。

②セルフの店

セルフサービスのカフェテリア方式のうどん店。たいてい店の看板に「セルフの店」とご丁寧に書いてあります。どこまでセ



石田むす。華やかなりし頃の
昭和を思い出さ、加藤周の
「生石」や入道、札幌
行きの特急列車の中で、冷たい
うどんを食べた。トホホ……。

ルフで行うのかは店によって異なり、極端な場合、自分で、うどん玉を湯がいて、だしをかける作業を行うことになります。その際、だしがタンクに入っていて、蛇口から出てくる

場合が多く、県外者は驚きます。

③製麺所

製麺所といっても札幌の「××製麺」などのような食品工場ではなく、農家の敷地の一面にあるようなきわめて小規模なものです（道内でも上川北部・下川町ではこれに近いものが散見されます。残念ながら乾燥なのでその場で食べられませんが）。おそらく、製麺作業の傍らで、地域住民が食べられるようにしたものなのでしょう。したがって、飲食店舗としてのハードウェアが不完全の場合が多く、好むと好まざるに関わらず、様々な「貴重な体験」をすることができません。

実録・うどん食べ歩き

残念ながら、筆者の文章（イラスト）表現力では、さぬきうどんの持つ魅力を思うように伝えることができません。そこで、筆者が最近食べ歩いた記録をそのままお伝えいたします。

時は二〇〇〇年十一月、とある土曜日の午前中、みの超ハードスケジュールという制約条件下（というのも讃岐のうどん店、特に、前出類型③：製麺所型の営業時間は午前九時～午後一時三十分頃で日曜休業というパターンが多いので）におけるメモです（価格はすべて税込み）。

午前八時 高松駅前からレンタカーで出発。国道三二号を高知方面へ進む。

四国は貧乏の多い国。
何となく自分が大層になったような気がする。



午前九時 第一軒：山内（仲南町）
ひやあつ（大）二五〇円 ロッケ一〇〇円

徳島県境に近い山里の林の中にひっそりと存在するうどん店（類型③）。まさに「何でこんなところにうどん屋が？」というロケーションである。「ひやあつ」とは冷たい麺に熱いだしをかけるものである。同様に「あつあつ」と「ひやひや」がある。一軒目なので思わず（大）を注文してしまった。ちなみに（小）は一五〇円である。薪焚きのうどん釜が渋い。

午前九時三十分 山越（やまこえ・綾上町、類型③）に行くが、店外に目測五十人超の行列があり、やむなく諦める（五十台規模の駐車場もほぼ満車！）。うどんを食べるために朝からこんな人

が並ぶんだ。さすが本場である。ここは良質の地下水を使っていることが特徴で、名物は釜あげに生卵をからめた「かまたま」である。ついでにマヨネーズまであり、ここまでくるとイタリアンのようでもある。残念無念。いつか必ず食べてやる。

午前十時 第二軒：田村（綾南町） かけ（小）一〇〇円

高松自動車道が綾川（府中湖）を渡る付近にあるうどん店（類型③）。ここもあまり自立たない立地条件である。店に入ると簡素なカウンターとイスがあり、その奥にうどんを打っている（たぶん）御主人と接客・湯がき担当の御婦人がいる。ゆであがった麺をもらい、ウオータークーラーの中の冷めただしをかけた。満席だったので隣の薄暗い部屋で立って食べたが、逆に地元に溶け込めたような気がして何となく嬉しかった。天ぷら四〇円というのも魅力である。

午前十時三十分 第三軒：てっちゃん（坂出市）

かけ（小）一七〇円 あじフライ八〇円 だしまき一〇〇円

水田に囲まれた中に立地する上記類型②：セルフの店。このタイプも一軒行っておく必要があったので訪問した。だしは店員がかけてくれる。うどんの種類（例：豚汁うどん）やサイドメニュー（天ぷら、おでんなど）も豊富であり、見ていてだけで幸せな気分になったりする。

午前十一時 第四軒：中村（飯山町） かけ（小）一〇〇円

讃岐富士に近い集落（といっても北海道と違って塊村に近い）にあるうどん店（類型③）。ここもまた、細い路地の奥にある到達困難なうどん店である。店舗は納屋のように殺風景で、器を自分で取り、ネギを自分で切るなど注文システムも特殊である。作家・村上春樹氏に紹介された店なので、いかにも観光客風の二十歳代（たぶん）〇し客が多いことも特徴である。他店よりも麺は細めで柔らかめに感じたが、コシはしっかりしていて美味である。（残念ながらここで時間切れ。）

午後十二時十分 レンタカー返却

午後一時 高松空港発 ↓ 午後二時四十分 新千歳空港着



猫にうどんをねだりたがる（本当）



注①：「うどん2杯、天ぷら1杯、おにぎり2杯、おこし」
②：「うどん2杯、天ぷら1杯、おにぎり2杯、おこし」

札幌におけるうどん店の動向

札幌（に限らず道内）では、ラーメン店やソバ屋に比べると、うどん店はマイナーな存在といえます。形態的にはほとんどが、

以上のように、たかだか二時間強の間にうどん五玉も食べたわけですが、うまいうどんなので、すると自然にのどを通ります。時間が許せばもう一軒くらい行きたかったくらいです。諸般の事情で前日にカツ丼を二杯食べましたが（何をやってんだか・・・）、少なくともそれよりはずっと胃に負担がかかりませんでした。

それにしても、四軒ハシゴしてこれだけ食べて総額九〇〇円です。普段、北海道で食べているうどんの原価と各種費用の構成比（小麦粉代、ガス代、減価償却など）というのはどうなっているのでしょうか。不思議です。

讃岐のうどん店に行くと、うどんを食べている人たちは皆幸せそうです。老夫婦も、ネクタイ姿のサラリーマンも、カラフルな髪をした若者も、女子高生も、乳幼児も、そして猫までもがこの充足したひとときを満喫しているかのようです（考えてみれば、客層の幅の広さだけでも十分に驚きです）。私的な表現をすれば、子供の頃、駄菓子屋の一面にある鉄板の上で焼いたもんじ焼きを食べたときに感じたような幸福感です。何はともあれ、客に満腹感だけでなく満足感まで与えてしまうというのは、外食店において一つの理想の姿ではないでしょうか。

上記類型①：一般店であり、「讃岐うどん」を看板に掲げている店も見受けられますが、内容は、まあ「府県で食べる札幌ラーメン」のようなものが大半でしょう。

一般店のなかで特徴的な店は、一忠（発寒一四一三）、うどん亭（琴似三一二）などがあげられます。前者・一忠では、生姜をおろしながらうどんを待つという擬似的讃岐体験ができることが魅力ですが、釜あげを熱いだしでしか食べられないことと価格設定（小五八〇円から）が残念です。

また、ごく最近では上記類型②：セルフの店も散見されるようになりました。かがわ軒（菊水元町六一三、環状通沿）、おか田（大通西一八）などです。さすがに本場ではないので、両店ともだしをかけるまでは店員がやってくれます。なかでも、前者・かがわ軒では、コシのある手打ち麺を使った、かけやぶつかけ（前述・山内でいうところの「ひやひや」の）だしの量を減らしたものの、などが三八〇円で味わえ、

天ぷら（各種五〇円より）や稲荷寿司（五〇円）をオプションで加えても五〇〇円くらいで、本場のセルフ店に近い満足感を得ることが出来ます。



ただし、いずれの店舗においても、残念ながら、讃岐のような、いりこやうめ節などのいわしがメインのだしを味わうことができません。

おわりに

道内には、多くのラーメン店やソバ屋があります。もちろん、その中においしい店が数多くあります。しかしながら、讃岐のうどん店を訪れたときのような満足感を味わうことができません。

誤解を恐れずに述べるとすれば、何かしら敷居の高さや居心地の悪さを感じます。その理由を考えると、各店の「こだわり」のようなものが前面に出過ぎていて、純粹に、かつ、気楽においしいものを食べようとする視点が欠けているからのように思われます。さぬきうどんが与えてくれる幸福感は、うどんが庶民の食べ物のものであることへの安心感なのかもしれません。

北海道でも、もっと気軽においしいラーメンやソバが食べられるようになるとうれしいです。「究極の××」なんて無くてもいいですから・・・。

そして、原材料が地元産であれば、なおさらです。北海道産のソバのほとんどが道外に移出され、逆に、道内で食べるソバのほとんどが輸入品という現実が残念でなりません。

がんばれ北海道農業！（カレーもいいけど、うどんもね。）

掲示板

研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成十二年十月～十二月)

○肥振環境保全型農業推進連絡協議会

議事部会研修会

主 催 肥振環境保全型農業推進

連絡協議会

と き 平成12年10月24日

テーマ 「有機農産物等の流通に

ついて」

講演者 酒井徹(当研究所・専任

研究員)

○長沼農氏塾

主 催 JAながめま

と き 平成12年12月4日

テーマ 「北海道経済に占める農

業の位置付けについて」

講演者 西村博司(当研究所・理

事長)

○釧路地区野菜技術研究大会

主 催 釧路地区野菜振興協議会

と き 平成12年12月14日

テーマ 「管内主要野菜の収益の

向上を図るためのコスト

低減について」

講演者 富田義昭(当研究所・顧

問)

◆研修会のご案内◆

○畑作部門研修会

主 催 (社)北海道地域農業研

究所

と き 平成13年2月23日(金)

ところ 帯広市とかちプラザ

基調講演 「わが国の食料自給率

の異常低下の基本要因」

講師 七戸長生(当研究所・所

長)

課題講演 (仮題)「新たな畑作経

営路線の転換について」

講師 志賀永一(北海道大学農

学部農業経済学科・助教

授

○酪農部門研修会

主 催 (社)北海道地域農業研究

所

と き 平成13年3月23日(金)

ところ 北見市農業会館

テーマ 基調講演「わが国の食料

自給率の異常低下の基本

要因」

講師 七戸長生(当研究所・所

長)

課題講演 (仮題)「新たな酪農経

営路線の転換について」

講師 酪農学園大学酪農学部

市川治(農業経済学科・

教授)

編集後記

稲作生産調整で、てん菜の直播栽培を導入した農家を何戸か訪問した。共通して言えることは各農家共に転作面積が六割となつて、どちらかというと転作奨励金頼りの捨て作りの的な考え方から、転作物も経営の柱として考え出している事である。そして今後も厳しい転作率の傾向は続くのではないかという共通認識を持っている。

しかし、中央農試の実態調査によると稲作農家の生産性は十勝、北見の畑作地帯に比べて小麦、馬鈴薯については三割から四割収量が低いという結果が出ている。原因として考えられるのは栽培技術的な問題と圃場条件が考えられる。

確かに開拓の当初から戦後しばらくまでは複合経営が主体で、畑作物栽培の経験も技術も継

DATA FILE

関連事項/DATA

(財)北海道農業開発公社

〒060-0005
札幌市中央区北5条西6丁目
☎011(271)2231

ホクレン農業協同組合連合会

〒060-8651
札幌市中央区北4条西1丁目3番地
☎011(232)6108 広報宣伝課

北海道大学 農学部

〒060-8589
札幌市北区北9条西9丁目
☎011(716)2111

北海道 農政部

〒060-0003
札幌市中央区北3条西6丁目
☎011(231)4111

たすけあいワーカーズ むく

〒003-0838
札幌市白石区北郷8条8丁目7-4
☎011(875)6914

北海道立中央農業試験場

〒069-1395
夕張郡長沼町東6線北15
☎01238(9)2001

(社)北海道地域農業研究所

〒064-0004
札幌市中央区北4条西7丁目1
☎011(281)2566
E-mail: kaihou@chiiokinouken.or.jp

承されてきたと考えられるが、それからすでに二から三世代が交代している。また稲作を目的として整備されてきた圃場が必ずしも畑作物栽培に適合しないと言いうこともあるであろう。

しかし、この二つの要素以上に深刻なのは、転換作物の輪作体系が取れないことにあるのではない。国、道では転換作物として小麦と大豆を奨励しているが、春まき小麦はこの三年収穫期の雨にたたられて穂発芽等惨憺たる有様である。

圃場によっては馬鈴薯導入が困難な所もあるだろうし、稲作との労働競合の問題も発生するかも知れない。それでも転作に正面から取り組むためには、少なくとも輪作体系を組める三から四種の作物の奨励と、地帯にあつた栽培指導が必要ではないか。

その点、てん菜は糖業各社の原料所の、地域に密着した栽培指導が高い評価を受けている。初めて、てん菜の直播栽培に取り組む農家に対して、除草剤の散布タイミング等かなり高度な栽培技術

に取り組むことは、大変な課題であるが、信頼関係をベースに取り組んでいる実態を聞くにつけて、他の作物については誰がこの役割を果たしているのだろうかと言ふ疑問が生じる。

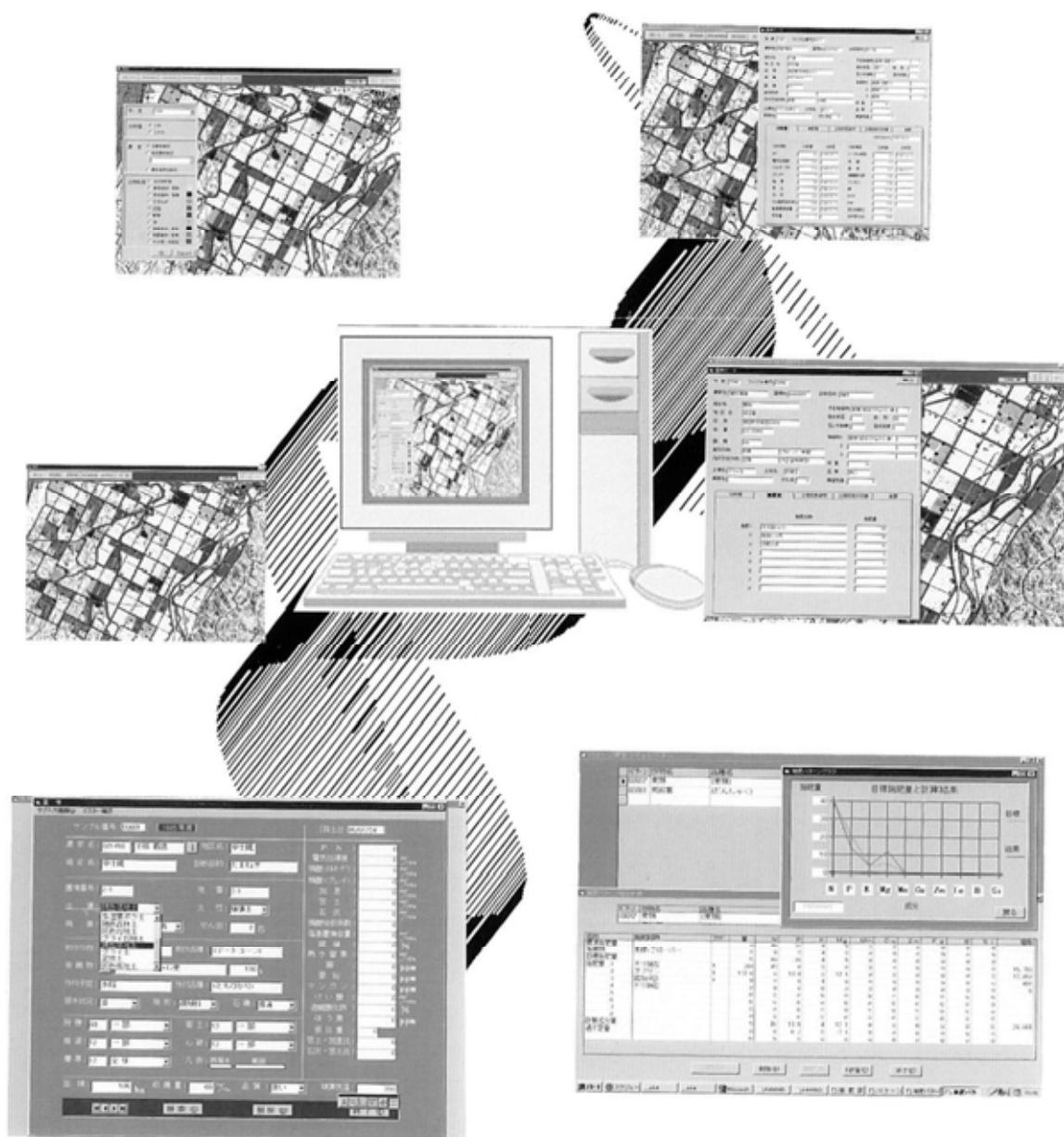
確かに専門的な知識をオールラウンドに身につけることは容易ではないが、農協の営農指導部門が地域の全ての作物に対してこのような指導が出来たなら、少なくとも畑作地帯の生産性に近づける事が出来るのではと考えさせられた。



地図とデータベースカドッキング

圃場情報管理システム

圃場のデータ管理はこれで完璧!!



株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎(011)865-8272 FAX (011)865-6596



POWER UP HOKKAIDO

大地の息吹が 夢を大きく育てます。

まだまだ夢の途中...
そんなあなたの情熱と熱意が
明日の北海道農業を支える力です。
私たちは応援し続けます

「農地保有合理化事業」が、
明日の北海道農業を支えます。

「農地保有合理化事業」とは、農用地などの買入れ、売渡し、借入れ、貸付けを行うことです。

※農用地の売渡しが、買入れ協議によって公社へ農地を譲渡した場合、譲渡所得について1,500万円の特別控除が受けられます。

詳しい資料・ご相談は



財団法人 北海道農業開発公社

〒060-0005 札幌市中央区北5条西8丁目1番23 農地開発センター内

TEL 011 (241) 5601 FAX 011 (271) 3776

